

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成27年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成27年3月9日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	5
日程第4	議案第14号 那智勝浦町行政手続条例の全部を改正する条例	11
日程第5	議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第6	議案第16号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第7	議案第17号 教育長の給与等に関する条例を廃止する条例	24
日程第8	議案第18号 町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例	24
日程第9	議案第19号 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例	24
日程第10	議案第20号 那智勝浦町教育委員会の委員の定数を定める条例	24
日程第11	議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	32
日程第12	議案第22号 那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例	36
日程第13	議案第23号 那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例	38
日程第14	議案第24号 那智勝浦町保育所条例の全部を改正する条例	39
日程第15	議案第25号 那智勝浦町立認定こども園条例の全部を改正する条例	42
日程第16	議案第26号 那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例	43
日程第17	議案第27号 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の全部を改正する条例	44
日程第18	議案第28号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	45
日程第19	議案第29号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	52
日程第20	議案第30号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	56
日程第21	議案第31号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	59

日程第22	議案第32号	那智勝浦町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例	61
日程第23	議案第33号	那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例	61
日程第24	議案第34号	那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	64
日程第25	議案第35号	平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）	67
日程第26	議案第36号	平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）	82
日程第27	議案第37号	平成26年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）	84
日程第28	議案第38号	平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）	85
日程第29	議案第39号	江川樋門整備工事請負契約について	87
日程第30	議案第40号	監査委員の選任について	88
日程第31	発議第1号	那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例	89

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	左近 誠	2番	荒尾 典男
3番	下崎 弘通	4番	森本 隆夫
5番	蜷川 勝彦	6番	湊谷 幸三
7番	田中 幸子	8番	東 信介
9番	松岡 大輔	10番	山縣 弘明
11番	中岩 和子	12番	引地 稔治

3. 会議録署名議員の氏名

2番	荒尾 典男	5番	蜷川 勝彦
----	-------	----	-------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本 眞一	副町長	植地 篤延
教育長	森 崇	消防長	塩崎 文二
参事 (総務課長)	城本 和男	参事 (教育次長)	瀧本 雄之
総務課新病院 建設推進室長	浪花 潔	会計管理者	田代 雅伸
病院事務長	喜田 直	税務課長	久葛 章功
住民課長	玉井 弘史	福祉課長	大江 政典
観光産業課長	松下 安孝	建設課長	橋本 典幸
水道課長	藪根 敏夫	総務課副課長	矢熊 義人

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之
事務局主査 寺地強
事務局副主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行き、議場の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開会

○議長（森本隆夫君） ただいまから平成27年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

○議長（森本隆夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2番荒尾典男君、5番蜷川勝彦君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森本隆夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） それでは、御報告いたします。

去る3月4日に議会運営委員会を開会いたしました。平成27年第1回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告いたします。

本定例会に付議すべき事件は当初予算13件、条例の制定並びに改正が21件、補正予算が4件、工事請負契約が1件、人事案件1件の合計40件となっております。

会期は本日9日から19日までの11日間を予定しております。

本会議7日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思っております。

〔議事予定表朗読〕

それでは、よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月19日までの11日間に行いたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、会期は本日から3月19日までの11日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（森本隆夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成27年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多用の中にもかかわりませず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される諸案件の説明に先立ち、町政報告を行います。

かねてより整備中でありました紀伊勝浦駅バリアフリー化事業がこのほど完了し、3月1日には記念式典を実施いたしました。式典には多くの御来賓、また約200名の方々にお越しをいただき盛大に祝うことができました。本町の玄関口として、町民の皆様だけでなく訪れる人々、誰もが安心して利用できる駅になったと思っております。

次に、防災関係です。

3月2日に第1回那智勝浦町地震津波対策検討協議会を開催いたしました。この協議会は、昨年10月に和歌山県から津波避難困難地域が発表されたことを受け、その地震津波対策をおおむね10年間で完了することを目標に年次計画を検討するため設立したものであります。三連動地震の津波避難困難地域解消を目指し、避難タワーの設置や早期避難の徹底等の地域ごとの対策メニューを住民代表や関係団体と一緒に検討し、計画的に対策を進めてまいります。

次に、水産関係について報告いたします。

平成26年の管内3漁協の水揚げは、沿岸漁業全体では、ひき縄漁業のマグロ類の復調もあり、水揚げ数量、金額ともに増加、マグロはえ縄漁では水揚げ数量は微減するものの水揚げ金額で増加しており、1万2,646トン、71億6,105万2,000円で、昨年と比較しますと数量では124トン減となりましたが、水揚げ金額では2億9,395万5,000円増と大きく増加となりました。

次に、観光関連の報告をいたします。

平成26年の観光客数は、宿泊客68万7,771人、日帰り客65万7,044人、総数は134万4,755人で、対前年比0.8%の減となりました。世界遺産登録10周年を記念した大型キャンペーン等を展開しましたが、消費税増の影響、観光シーズンの天候不良の影響が大きな要因ではないかと考えます。ただ、海外からのお客様は年々増加の傾向にあり、国別では台湾からのお客様が半数を超えており、続いて香港、韓国となっています。

続いて、主な行事につきまして御報告いたします。

1月31日には恒例のまぐろ祭りが開催され、約1万3,000人のお客様で勝浦漁港がにぎわいました。マグロの即売では早々と完売するなど、まぐろのまち那智勝浦を印象づけるイベント

となりました。

2月15日には南の国の雪まつりが開催され、役場駐車場に設けた特設会場や朝市会場にて子供から大人まで約3万人のお客様にぎわいました。

次に、災害復旧工事関係について報告いたします。

国土交通省の土石流対策砂防事業につきましては、8支流8カ所で本堰堤が完成し、陰陽川の本堰堤及び他の6支流で第2堰堤及び平野川の堆積工の工事に着手しております。

和歌山県の災害復旧事業による太田川は平成26年度、那智川は平成27年度の完成に向け工事を進めています。また、川関橋が開通し、大谷橋の工事を進めています。

国の補助を受けた町災害復旧事業につきましては、46件中42件が完了し、繰り越しの4件のうち2件が完成し2件を現在工事中です。

大谷地区残土処理場は、5月8日より残土の搬入を開始し、2月末で約20万トン、約11万立方メートルの土砂を搬入しています。

那智勝浦道路につきましては、8トンネル全てが貫通し、高架橋を含め全域で工事が進んでおります。また、国土交通省より、那智勝浦道路川関一市屋間が9月の国体までに供用を開始すると正式に発表されました。

次に、新病院の建設について。

前回の議会でも申し上げましたとおり、新病院建設について基本的な考えに変わりはありませんが、建設コストが上昇する中で、建設の時期については慎重に判断していきたいと考えております。また、その間に少しでも建設コストを削減するため、できる努力をしてみたいです。

次に、本会議において提案しております議件について御説明申し上げます。

議件は合計40件であります。その内訳は、平成27年度一般会計を初めとする当初予算13件、平成26年度の補正予算4件、条例の制定及び一部改正等21件、工事請負契約が1件、監査委員の選任1件の合計40件でございます。

議案第1号から議案第13号の平成27年度予算案の概要について御説明申し上げます。

本年度においては、津波避難タワー整備など防災・減災対策を初め台風12号災害に対する復旧・復興事業、教育施設の整備、さらに福祉と医療を充実させた「より安全・安心なまちづくり」に取り組み、また少子高齢化への対策、観光産業を初めとした各種振興対策、国民体育大会の推進などに重点を置き「豊かさとやさしさが溢れるまち」の実現に向けて積極的に取り組む予算を編成させていただきました。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は175億7,556万4,000円で、平成26年度予算総額178億207万7,000円に対し2億2,651万3,000円、1.3%の減となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ83億6,874万4,000円をお願いするものです。対前年度比944万4,000円、0.1%の増加となっております。土木費、農林水産業費などは減少となりましたが、教育費、消防費などで増加したことが主な要因であります。

新規事業の主なものとしては、ハード面では色川小中学校統合施設整備事業、消防救急無線

デジタル化整備事業、大門坂駐車場整備事業、ソフト面では、来年度開催される国民体育大会推進事業などとなっております。

また、防災・減災対策関係では、津波避難タワー整備、備蓄食料等の整備、津波避難誘導看板の設置、下里江川への樋門整備、津波避難対策緊急事業計画及び国土強靱化地域計画の策定などとなっております。

また、台風12号災害復旧・復興経費としましては、大谷地区残土処理場整備、農林水産施設、公共土木施設等の災害復旧費などとなっております。

歳入の主たる財源を町税及び地方交付税、国県支出金、地方債に求め、なお不足する財源については基金の取り崩しによる繰り入れを行います。

地方交付税につきましては、26年度と同額の27億5,000万円を見込み計上しております。国県支出金につきましては、色川小中学校の統合校舎建設に係る交付金などを見込み、対前年度比5.9%、7,392万1,000円増の13億3,281万5,000円となっております。町税につきましては、対前年度比1.9%、2,765万4,000円減の14億4,671万円を見込み計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務関係では、ことし9月に開催されます紀の国わかやま国体推進事業を計上しております。

企画関係では、南海トラフ等の地震やそれに伴う津波の発生が想定されることから、町民の生命を守るための強靱なまちづくりを進める国土強靱化地域計画策定に取り組みます。また、過疎地域の活性化のため、引き続き集落支援員及び地域おこし協力隊による過疎対策事業を実施いたします。

福祉関係では、平成26年4月から消費税率引き上げに際し実施しました臨時福祉給付金支給事業並びに子育て世帯臨時特例給付金支給事業につきましては、国におきまして平成27年度も支給する方針を決め、予算規模は縮小いたしますが、支給事業に必要な経費を計上させていただいております。

老人福祉関係では、平成27年度から平成29年度に係る第7次老人福祉計画を第6次介護保険事業計画とあわせて一体的に策定しており、高齢者の方が生きがいを持ち健康で豊かな暮らしのできる長寿社会の実現を目指して邁進してまいります。

児童福祉関係では、子ども子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成27年度より全国の市町村で始まります。本町におきましても那智勝浦町子ども・子育て会議を開催し、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とする「那智勝浦町子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の充実を進めてまいります。

生活環境関係では、し尿処理関係として、一部事務組合負担金1億1,572万3,000円をお願いしております。最終処分場整備に係る事業につきましては、紀南環境広域施設事務組合において取り組んでおります。

現クリーンセンターの施設の運転管理及びごみ収集などの運営経費と一般廃棄物処理に係る予算を計上して、老朽する施設の安全・安心なごみ処理に万全を期してまいります。新クリーンセンターの整備につきましては、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合への移行を念頭に置きながら事業を進めてまいります。

農林関係では、農業関係におきましては、耕作放棄地対策、観光振興を兼ねた旅館米補助、食育の一環として学校給食米の補助、青年就農給付を引き続き行います。

林業関係では、鳥獣害被害対策、紀州材の需要拡大のための補助金、山林の育成のための間伐補助等を行ってまいります。

水産関係では、漁業地域の活性化、資源管理、漁場保全を一層推進していくために、引き続き魚介類放流補助、水産振興会補助、外来船の誘致にもさらに力を入れ水産業の振興に努めます。

商工関係では、商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、これまで以上に商工会の役割は重要なものとなっております。商工会と連携し、地域商工業の振興と地域の活性化に努めてまいります。

観光関係では、ことしは国民体育大会が開催され、全国からお客様が来られます。昨年の世界遺産登録10周年、和歌山destinationキャンペーン同様に、お越しになったお客様をおもてなしし、世界遺産とマグロと温泉のまちを全国に発信してまいります。宣伝広告や誘客促進など、全国からお客様にお越しいただけるよう、事業展開を図ります。また、スポーツ合宿や、最近ふえてきた海外からのお客様への対応、案内表示板やパンフレットなどの整備を図ってまいります。

建設土木関係では、大谷地区残土処理場整備事業、天女2号橋改修事業、公営住宅長寿命化修繕事業及び下里江川樋門整備事業に係る経費をお願いしております。

消防関係では、常に消防組織、施設の充実強化に努めており、今年度におきましては消防救急無線デジタル化整備、3基の消火栓の設置工事を予定しており、消防力のさらなる強化を進めてまいります。

災害対策関係では、新規事業として、津波避難タワー整備費を計上しております。また、大規模災害に備えた備蓄用食料購入や観光客にも対応した津波避難誘導看板の設置、自主防災組織支援補助や避難路整備支援補助、防災行政無線屋外拡声子局整備等を引き続き進め、さらなる防災力の向上に努めます。

教育関係では、学校教育関係で、色川小中学校の統合校舎の建設に係る経費を計上し、児童生徒が耐震構造の校舎で安心して教育を受けることができるよう教育環境の整備を行ってまいります。その他、学校図書館に係る費用、新たに中学校における指導主事の増員や特別支援教育コーディネーター補佐員の配置費用などを計上し、那智勝浦町の将来を担う子供たちの教育の充実や活性化に努めます。

社会教育関係では、ことしで50回となる町展の記念行事費用、公民館活動を初めとする各種生涯学習や文化活動の支援費用、人権啓発関係費用、世界遺産を初めとする文化財関係費用、

図書館運営費用、スポーツ少年団や体育協会への補助などの経費を計上しております。

災害復旧費では、台風12号被害に伴う道路、橋梁、河川などの災害復旧に引き続き取り組みます。

特別会計。

国民健康保険事業特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、後期高齢者支援金、国民健康保険法の改正により対象事業が全ての医療費に拡大された保険財政共同安定化事業拠出金など31億8,491万5,000円を計上しております。平成20年度改正後、据え置いています国民健康保険税の保険料のあり方につきましては、国保運営協議会を開催して検討を加え協議を進めてまいり、本議会におきましては国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を上程させていただいております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など、総額4億1,779万円を計上いたしております。

簡易水道事業費特別会計につきましては、上水道との統合に係る経費を計上するほか、配水管布設替工事などを進め、給水の安全、安定に努めてまいります。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上しております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額20億5,617万3,000円を計上しております。介護保険法により3年を1期とする「介護保険事業計画」を定めるものとなっており、本町におきましても那智勝浦町長寿社会づくり委員会で審議いただき、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料も含めた「第6次介護保険事業計画」を策定したところであります。

企業会計。

水道事業会計につきましては、水道施設の災害復旧事業に係る経費、配水管布設替工事などを進め、より一層の給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、常日ごろからの地域の皆様へのよりよい医療の提供に努めているところですが、当初予算では医療機器整備に係る経費及び新病院建設事業に係る経費などをお願いするものです。

以上が平成27年度予算の概要であります。

引き続き、議案第14号から議案につきまして御説明いたします。

議案第14号は、那智勝浦町行政手続条例の全部を改正する条例につきまして関係法令の改正に伴う条例の全部を改正するものであります。

議案第15号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事院勧告で示された給与の総合的な見直しに伴い減額を実施するものであります。

議案第16号は、那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、県の指導に基づき消防関係手当の見直しを実施するものであります。

議案第17号から議案第20号は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い整備するもので、議案第17号の教育長の給与等に関する条例を廃止する条例、議案第18号の町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例につきましては、教育長を特別職とした上での給料等を定めるものであり、議案第17号の条例を廃止し、議案第18号の条例を一部改正するものであります。

議案第19号の教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、教育長が常勤の特別職となるため、勤務時間や勤務条件などについて定め、議案第20号の那智勝浦町教育委員会の委員の定数を定める条例につきましては、関係法令で定められていました教育委員の定数を条例で定めるものとなります。

議案第21号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育委員会の指導主事の報酬を一部改正するものであります。

議案第22号は、那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例につきましては、半島振興計画に基づき実施する固定資産税の不均一課税について新たに定めるものであります。

議案第23号は、那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例につきまして、子ども子育て支援法の施行に伴い、保育料を定めるものであります。

議案第24号及び議案第25号は、那智勝浦町保育所条例の全部を改正する条例及び那智勝浦町立認定こども園条例の全部を改正する条例につきまして、子ども子育て3法の施行に伴い、保育の実施基準等の必要な見直しを行うものであります。

議案第26号は、那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例につきまして、関係法令の改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第27号は、那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の全部を改正する条例につきまして、「定義」等について実情に合わせた内容に改正するものであります。

議案第28号は、那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、均等割額及び平等割額について改正するものであります。

議案第29号は、那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、国の示す基準の見直しに伴い保険料を改正するものであります。

議案第30号から議案第33号は、介護保険法の改正に伴うもので、議案第30号の那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第31号の那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、条例の一部を改正するものであります。

議案第32号の那智勝浦町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例につきましては、包括支援センターの相談員などの専門職員の配置人数や基準等について定め、議案第33号の那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例につきましては、こちら

は包括支援センターで個人プランを作成する職員などの配置人数や基準等について定めるものであります。

議案第34号は、那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、電気自動車の急速充電器利用料を新たに徴収するため、これを条例で定めるものであります。

議案第35号は、平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）につきまして、主なものとしましては、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策として国の補正予算に基づき交付される「地域住民生活緊急支援のための交付金」に係る事業としまして、地域消費喚起・生活支援として、地元消費の拡大、地域経済の活性化に直接効果を有する支援策であるプレミアム商品券や旅行券の発行補助事業を実施する一方、地方創生先行型事業として、人口減少・少子高齢化という、直面する大きな課題に対し歯どめをかけるため、地域の特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す地方版総合戦略策定業務委託事業や、各種観光振興事業を実施してまいります。その他では、青年就農給付金事業、特別会計への繰出金などとなっております。

議案第36号から議案第38号までは、特別会計の補正であります。

議案第39号は、江川樋門整備工事請負契約につきまして、当該工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第40号は、監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました40件の概要であります。

その詳細につきましては各担当から説明いたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様、そして町民の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、町政報告とさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第14号 那智勝浦町行政手続条例の全部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第4、議案第14号那智勝浦町行政手続条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第14号について御説明申し上げます。

那智勝浦町行政手続条例の全部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町行政手続条例（平成8年条例第23号）の全部を改正するとなっております。

まず、行政手続法でございますけども、平成5年に制定をされておりまして、平成6年10月1日から施行されております。それまで行政手続につきましては、いわゆる一般法がなかった

ことから個々の法律でその手続を行っておりまして、そのために手続の不備、さらには不透明な指摘をされてまいりましたが、これを行政指導や処分の審査、さらには処理の基準について公正で透明にするため法律が施行されております。これに基づきまして、本町につきましても平成9年4月1日より行政手続条例が施行されております。

今回の改正につきましては、平成26年6月6日に行政不服審査法関連3法が成立しまして、平成27年4月1日、この4月1日から行政手続法が大幅に改正されます。これに伴いまして、本町の行政手続条例を改正するものでございますが、本町におきましては、行政手続条例の改正を要する箇所が規則で規定されていたため、この際、条例を全部改正し整備をお願いするものでございます。

この条例のほうの第1条を見ていただきますと、この条例の目的は、行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届け出に関する手続について共通する事項を定めるところによって行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利、利益の保護に資することを目的としてございます。

また、処分、行政指導及び届け出に関しこの条例に規定する事項について、ほかの、他に、条例に特別の定めがある場合には、その定めによることとなっております。

なお、今回の改正の概要でございますが、1つ目には、行政指導の権限の根拠、内容の明示を義務づけたこと、それから2つ目には、法令に違反している行政指導の中止等を求めることができるようにしたこと、それから3つ目には、法令違反を是正するための処分、行政指導を求めることができるようにしたこと、この3点の改正が主なものとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとなっております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お尋ねいたします。

以前の条例、行政手続、那智勝浦町行政手続条例はかなり単純、簡単なやつで、規則のほうがいっぱいあったんですけども、今回この制定に当たって、規則がないんですけども、規則はまた後で制定するつもりなんですか。それとも、規則とその条例をまとめて一つにしちゃったんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員御指摘のとおり、前回の条例につきましては、条例のほうで大枠を定めて、規則のほうで中身について制定をしてございました。その関係で、今回の改正につきましては、ほかの市町村等も参考にいたしまして、全てを条例のほうへ割方盛り込むような形としております。今回、また行政指導の中止の求めに関する事項でございますが、この辺が大きく変わってございまして、この辺について新たに盛り込むような形となっております。

そしてまた、規則につきましては、これ以外のところについて、やはり条例の施行に関し必

要な事項は規則で定めるとなっております。これ以外のところについては規則で定めるようにしております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） これを制定した後、また次の議会あたりに規則が出てくるわけですね、そうすると。

そうすると、行政指導の中止の求めというのは、町民からの要請で中止を町当局へ出すんですね。これ裁判所へ出すわけじゃないんですね。

それで、中止の審査は一体どこがやるんですか、その判断するのは、町当局なんですか。それをお答えください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 規則につきましては、行政当局のほうで制定しております。

それと、その判断でございますけれども、こちらのほうに、例えば行政指導の場合の中止の求めのところに記載をしておりますが、町民の方からもしそういうふうな届け出があった場合に、その必要な調査を行い、行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないということで、行政当局が行うものとして考えてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 行政指導をした行政当局が判断するのであれば、公正性というのが保たれないんじゃないですか。第三者機関を置いて判断するんなら別ですけども。

それと、規則がもしできた場合、あ、もう既にできているんですね。できているのは、今はネットで条例及び規則を参照できますけれども、そのような形にしていだけるんですね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 本町の条例につきましては、検索できるような形になってございます。

それと、第三者機関というお話でございましたけれども、今回のこの、これまで行政手続の条例で特に問題となったことは今までございません。本町の場合では、これは特にやり方の話でございまして、どちらかという、その中身、中身がどうであったかこうであったかという話は、よくこういう話はあるかと思っておりますけれども、これにつきましては手続上、こういうふうな形でやりますよというふうな慣例的な規定を定めるものと御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第5、議案第15号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第15号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、前回12月議会で御可決をいただきました差額支給以外の分で2014年人事院勧告に基づき本町の条例改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、4点大きく、4項目があります。1つ目は、勤勉手当の支給率の平準化、それから2つ目は、地域手当の支給率の増、3つ目は、単身赴任手当の増、それから4つ目は、管理職特別手当の支給該当時間の拡大でございます。これと給与表の改定がセットになってございます。

まず、条例の第21条第2項の第1項中の「100分の82.5」を「100分の75」に。これにつきましては、勤勉手当の支給率でございます。前回12月の改定で支給率のほうを引き上げたものを100分の75に引き下げるものとなっております。前回支給のために設けた臨時的な支給率0.15カ月分を上げるための臨時的な支給率を今回改正するもので、合計の支給率に関しましては昨年度と変更がございません。

また、同項第2号中の「100分の37.5」を「100分の35」に。これにつきましては、再任用の職員の勤勉手当の支給率に係るものでございます。同じく平準化を図ってございます。

次の段の第23条の3第2項の「100分の3」を「100分の6」に。これにつきましては、和歌

山市に勤務した場合に現行の「3%」から「6%」の地域手当を支給するようにするものでございます。また、第3項の「100分の15」を「100分の16」に。これにつきましては、別表(3)の適用を受ける職員、これは医師に当たりますが、医師について地域手当の支給率を変更するものとなっております。

また、次の段、第23条の4第2項の「2万3,000円」を「3万円」に。これにつきましては、単身赴任手当の月額基礎額2万3,000円を3万円に変更するものでございます。「4万5,000円」を「7万円」につきましては、この単身赴任手当の上限を7万円に改めるものでございます。

次の段、第23条の7につきましては、管理職特別勤務手当について改正をお願いするもので、週休日等に勤務した場合、1勤務8,000円を超えない範囲で規則で定める額を支給するとなっておりますが、今回これに加えまして、週休日等以外の午前0時から午前5時までの間において勤務した場合、1勤務当たり6,000円を超えない範囲で規則で定める額を支給するというものでございます。夜間の呼び出し等ということでございます。

次の段、別表(1)及び別表(2)を別紙のように改める。これにつきましては、前回12月議会で人事院勧告、俸給法の改正に伴う差額支給で0.27%の増を御可決いただきましたが、同じく人事院勧告の項目に、改正項目にありました今回のほうは、俸給表は諸手当のあり方を踏まえた上で、このような諸手当の改正を行った上で、給与制度の総合的な見直しを行うというふうになっておりまして、平成27年度の俸給表の水準を地域の民間企業水準を踏まえて2%引き下げ、2%の引き下げを行ってございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

あとの附則につきましては、経過措置を記述してございます。

資料として新旧対照表を添付させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） ちょっとお伺いします。

地域手当は和歌山市へ赴任した方の手当ですね。この単身赴任手当も同じく和歌山市へ行った方の手当でしょうか。

それだけお願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 単身赴任手当についてのお尋ねでございますが、和歌山市という例もあろうかと思いますが、これは主に病院の医師の関係になります。和歌山に在住されている方が町立温泉病院で単身赴任で来られているというふうな場合に相当するケースでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いません、先ほどの説明の中で、差額補填以外、人事院勧告の指示に従ったという説明だったと思うんですけど、これは間違いかもわからないんですけど、ちょっと確かめさせてください。

ほんで、これ現実的に2%の引き下げ、人事院勧告からの指示に従ってしたということですよ。ここで差額補填、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するというのは、これも人事院勧告からこういう指示があったんですか。

これによって、人件費はどれぐらい下がるんですか。下がるようには思えないんです、思わないんですけどね。どれぐらい、金額的にはどれぐらい下がるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 説明不足で申しわけございません。

前回の12月で御可決いただきましたのは差額支給の分でございまして、それ以外の分の人勧に含まれていた分というのは今回改正をお願いしております。

それと、今回の給与表の改正でございますが、例えば、38歳平均給与27万5,000円でありますと、2%という5,800円の職員の減額となってきてございます。それとまた、現給保障が附則のところに書かれておりまして、今もらってる給料につきましてはそのまま支給されるような形になります。例えば、2%減額されて給料が下がったとしても同じ給料額を保障されている。ただ、計算の基礎になる金額は下がっておりますので、そこから給与が上がらない、そこまでは給料が上がらない。それを超えた時点でまた新たな給料に上がっていくというふうな形となります。

ですから、どれぐらい効果があるのかということでございますが、とりあえずは給料はちょっと上がらないような状況、年配の職員については上がらないような状況、ストップがかかるような状況になります。若い人については、本来余り改正がございませんので、そのまま上がっていくような形となります。

現給保障については以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） その現給保障ですよ、差額を給料として、その差額を支給するということですね。人勧からこれだけ下げ幅というのができるでしょう。その下げ幅をこの条例の改正によってこの部分を給料として補填しますよと、補いますよということですか。ほな、全然下がらんと違います。現実に人件費、今この条例の改正によって4月1日から人件費ちゅうのは下がるんですか。ちょっと教えてください。そのまま支給される、そのままの金額で支給されるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 現在もらっている給料は保障されますので、例えば、私について言えば、そのままの給料が支給されます。ただ、基礎となる金額は下がっておりますので、当分の間、給料が上がることはございません。新たに新規採用職員でしたら新たな給料表

でいきますので、下がった給料で設定されることとなります。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 新旧対照表ありますよね。これを見ると、これは資料でいただいた分ですよ、これは資料でいただいているんですけど、これ見ると、6級と6級、この左と右を比べると、マイナス6,300円とかになっていっているの、私はてっきりこれ全部お金、公務員の方は3級からの方は全部給料が下がるということでマイナスにというか、支給されないと思ったんですけど、今の話ですと、どういうふうに、それは形だけというか、この文面だけの話ですか。よくわからないんです。実際は下がらないんですね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さん御指摘いただきましたが、この給料表、新旧対照表の中の給料表ですね。若手の職員については変わりはないと思います。3級、単純に見まして3級1号給のところでは、そこらあたりから給料が減額になっていってございます。

計算の基礎となります給料は下がります。ですから、例えば私にとって言えば、私の給料は下がっているんですけども、今給料をいただいておりますので、その分は経過措置によりまして現給が保障されているということです。給料が下がったからといって、ごとと下がるんじゃないし、とりあえずは今の金額は支給いただきますけども、もともなる額は下がっておりますので、それまではもう。

ですから、逆に給料が今度そこへ来るまで上がらないというふうにして、まず御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 疑問に思うのは、なぜ給料表が下がってあるのに従来のまま上がったままの給料をいただくことができるのかと、その根拠条例なり根拠法はどこにあるんだということなんです。その点について我々素人にわかるような答弁をいただきたい。

例えばですよ、31万5,800円になってあるのにはですよ、この新旧対照表を見ますと、6級の1号給で、以前は32万2,100円であったと、今度からは改正後は31万5,800円になる。しかしながら経過措置やと。いつまで経過措置。ということは、給料が上がるのは31万5,800円ということやから32万2,100円に上がるまでこれは保障されるというような受け取り方するんですね。そやなしに、もう4月1日から変わるんであればですよ、4月、5月の給料は31万5,800円になるんじゃないかと。それが普通、一般的な捉え方しますね、そういうふうに。だけど、不思議と32万2,100円が保障されると、こういうこと、これはどういうことですかと皆さん思ってるんですね。そこらあたりをひとつ、我々の頭にわかるように説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 現給保障等についてお尋ねでございます。

現給保障等につきましては、この経過措置のほうへ記載がされてございます。給料表の3の

ところに給料の切りかえに伴う経過措置ということで、もし給料表を切りかえた場合に、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、給料月額のうち、その差額に相当する額を給料として支給するとなっております。30年3月31日までの間にそこに達してない場合には、それまでの間はこの現給の保障が、差額について支給があるということでございます。それまでに給料額が追いついてくると思いますので、追いついてきたときに新たな給料に切りかわろうと、給料が支給されるという形となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それではお尋ねしますけどね、これはまた人勸によって下がったり上がったり、公務員の給料というのは人事院勧告に従って上下させてきましたね、那智勝浦町は。そうでないときもありましたけどね、まあ大体がそう、人事院勧告に基づいてということであります。

人事院勧告に基づいて3月、30年の、今の課長の話では年々上がっていくんやというような捉え方も私たちできますがね。下がる場合もあるんですよ。なのに、30年3月31日までは上がるというような前提のもとでお話されてある。そういう点について、しっかりこないんですけど、そこらあたりもひとつ御説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 人事院勧告につきましては、労働基本権の制約の代償の一つといたしまして、職員に対して社会的一般情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するというので、公務員の給与水準を民間企業の従業員の給与水準と均衡させるために、もうその差をなくすために、基本的に勧告を、民間準拠という考えで勧告をしていただいております。

今回の2%の引き下げにつきましては、今までは若干上がったりするケースが多かったんですけども、今回は引き下げということで、激変緩和のために経過措置を設けると。3年間は人勸のほうでも、急に上がったり下がったりするんじゃないしに下がった分については経過措置を設けるというふうなことで人勸のほうに記載されております。それにつきましては、本町の条例につきましても経過措置としてこのような措置をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この経過措置ですがね、これはもう町長との間で話し合いがなされてあってこういうふうにされたのか。それとも、県下の市町村がこういうことに関してはこういう線でいってあるんかないのか。那智勝浦町独自のものであるのか、その点をお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 本町につきましては、人勸に倣った形で民間準拠を進めてい

くという方針で行っております。人勸の中で激変緩和のための経過措置を設けるという記述がございますので、そちらにのっとってやらせていただきました。ほかの市町村も同様かと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ほかの市町村も同様かということのを重きに置きますけど、そこは同様かどうかわかりませんので、ひとつ総務常任委員会のほうでもって早速調べて御報告願いたい。また総務常任委員会報告で聞かせてもらいますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時25分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時10分 休憩

10時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第16号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第6、議案第16号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第16号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、別表に規定されております消防手当に係る項目を削除、廃止し、交替制勤務手当、救急出動手当を改正するものでございます。この条例の別表では、消防手当月額8,000円、適用範囲として消防本部・署に勤務する消防職員と定めております。

これにつきましては、本来消防職については公安職給料表(1)であります。本町におきましては町村での採用例が多い行政職の給料表(1)を用い、別に消防手当を定めておりましたが、消防職員が消防本部・署に勤務することは勤務の特殊性が認められないということで、認められない特殊勤務手当であるということで県からも指摘を受けておまして、今回別表から削除、廃止し、整理させていただくものでございます。

また、今回の改正に伴いまして、他市町村の消防職員に対する特殊勤務手当を参考にいたしまして、交替制勤務手当を1当務200円から「200円」を「500円」に、救急出動手当につきましては、出動回数について出動1回について救急業務に従事した消防職員は「100円」を「200円」に、救急業務に従事した救急救命士につきましては「150円」を「300円」にするもので、町内、町外等の区分による手当支給をそれぞれ廃止させていただいております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番 蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） まず、交替制勤務についてお伺いいたします。

交替制勤務というのは、消防の職業柄日常、常に行われている勤務ですよ。それでしたら、先ほどおっしゃってた消防手当8,000円と同じような金額にすべきじゃないかと私は思いますけども。

それと、新旧対照表の下のほう、田辺市から尾鷲から、ほかの地域に派遣された消防職員の手当を削る案が出てるんですけども、改正後は削られるんですよ。ということは、これは町外への派遣ということはなくなるということですか。

それと、2011年3月11日の東北大震災のときは、那智勝浦町から東北のほうへ派遣されたと思うんですけども、そういうときの派遣についての規定はされてないんでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長 城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 交替制勤務手当についての御質問でございます。

本来勤務の特殊性が認められないのではないかとということでございますが、同様に、出動手当のように直接業務を伴わないと、直接業務を伴うものについてはその特殊勤務手当は必要であろうという考え方でございます。ですから、交替制の勤務手当につきましては、そういうふ

うな業務をするわけですから、特殊勤務手当に該当してまいるということでございます。

今回消防手当として指摘を受けたのは、特に業務を伴っていないのになぜつけるんだということでございます。

それと、町外への派遣はなくなるのかということでございますが、決してそういうわけではございません。回数としては町外の派遣が少ないということで、医療センター等への出動は多くありますが、その他町外への出動回数は少なく、出動1回当たりの単価はほかの市町村でも大体200円ということになっておりますので、今回200円に統一させていただいたものでございます。

そしてまた、災害時の派遣というのは、また全く別の話になろうかと思えます。まあ出張のような形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） 先ほどの交替制勤務なんですけども、普通ですね、深夜残業とかやった場合は給料の何%か増額というふうな制度がありますよね。その給料の増額の制度とこの手当が両方適用されるんですか。

それと、日本列島、災害列島と言われているように最近災害が多いですよ。東北大震災のときのように地方への派遣ということが生じるかと思うんですけども、そのときのための規定は設けといたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけど、それはどういう規定に準じて給与は適用されるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 失礼いたしました。交替制勤務手当でございますが、交替制の勤務を行ったら出るということで、別の手当というふうな形となっております。

今200円ということですが、500円ということで2.5倍に引き上がるわけなんですけども、他の市町村を見てまいりますと、500円でありますとか600円とか800円とかの支出がございます。大体平均をとりまして500円ということで今回上げさせていただいております。

そしてまた、災害時等の地方への派遣でございますけども、今のところこういう形の出動手当という形のものではなく、旅費の支給に当たると考えてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） そうすると、交替制のとき、この500円支給される方については、夜間深夜勤務であってもその手当はつかないんですか。この500円だけで済ますというわけですね。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） 隔日勤務手当のことについて御説明させていただきます。

隔日勤務手当は、普通通常の昼間の日勤者と違いまして、夕方17時15分から翌日の8時半までの16時間の24時間拘束になりますので、そのプラス16時間拘束です。仮眠時間等も含めましてそういうことを加味しました隔日勤務手当でございますので特殊勤務手当ということで国の

ほうでも定められておりますし、県下の各消防本部でもそのような手当を支給している、そういう状況でございます、県下の消防の手当の支給状況を見ますと500円というのは、所によっては1,000円という本部もありますし、800円というところもあって500円というところもあります。500円が一番低いラインのところと妥当な線かと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） お尋ねいたします。

先ほどの御説明にもあったかと思いますが、もう一度お尋ねいたします。

消防本部署に勤務する消防職員の消防手当をこれ削除されているわけですよ。その理由についてもう一度お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お答えいたします。

消防手当月額8,000円でございますが、先ほども御説明させていただきましたが、本来でしたら公安職の給料表を用いているものでございますが、本町におきましては町村での採用例が多い行政職の給料表を用いて、それのかわりといいますか、別に消防手当を定めてございました。

消防本部が、消防職員が消防本部に勤務することは勤務の特殊性が認められないということで県のほうから指導を受けておまして、このたび削除、整理させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） この消防手当がこれまで制定されていたには、それ相応の理由があったかと思うんですよ。それが県の指導もあって削除された。そしたら、非常に、何というんでしょうね、危険な現場で従事されることの多い消防職員のリスクをどう担保されていかれることができるのか、その点について確認いたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回の改正、消防手当の扱いにつきまして、公安職への給料表の切りかえということもまず検討させていただいております。その結果、若手職員の手当はふえる形となるんですが、割合年配の職員の手当が減ることになりまして、切りかえに伴いましてその給料表の、今言ってるところによりましてかなり不平等、大きな格差が出ることとなります。それで、ほかの市町村での採用の例の多い現行の行政職を選択することとしております。

また、消防手当の消防の特殊勤務手当等につきましては、先ほどからお話もあったように、近隣の市町村等も参考にしながら適正な価格に引き上げをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 今お尋ねしましたのは、特に特殊な業務と申しますか、非常に危険を伴うような現場での作業をされている方々に対するその危険性、特殊性と申しますか、そこら辺が、その手当を削除するというのでいいのかどうか、少なからず疑問を抱きます。そのあたり改めてお尋ねいたしますが、その危険性をどう担保されていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 当然のことながら消防職員につきましては危険な業務であるともちろん感じております。そのことからして、特殊勤務手当のほうで当然出動等された場合には、当然勤務等をされた場合には、そういう特殊勤務手当を適切に改正していくべきと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 済いません、1つだけ聞かせてください。

予算書で職員の手当等27年度のやつで1億1,707万4,000円になってますね。これこの条例の改正後の、改正することによっての予算だと思うんです。もう含まれていると思うんですけど、交替制のところは73万円、緊急出動のところは77万円ですね。これこの改正によってこの手当等の金額は今まで改正する前のときよりふえるのか、それとも同額なのか、減るのか。どれぐらい手当が、上がってくるのはどれぐらい上がってくるのか、教えてください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回の改正に伴います特殊勤務手当の額でございます。

交替制勤務手当につきましては200円から500円になるということで約2.5倍になろうかと思えます。今現在が、25年度決算で61万7,000円ということでございますので150万円ぐらいの支出になろうかと考えてございます。

それと、救急出動手当の関係でございますが、100円が200円になったり150円が300円になったりしてございます。これにつきましては、この改正に伴いまして試算をしたわけでございますが、町外への出動回数が少ないということで、ほぼ変わらない金額で推移していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 聞き間違いとったら済いません。161万円に交替制のやつが上がる見込みと説明があったと思うんですが、当初予算のほうで今見たら73万円ぐらいにしかになってないんですわ。この差額出てきたのはなぜですか。出てないですよ。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） お答えいたします。

職員手当1億1,707万4,000円につきましては、前年度並みの計上となっております。説明欄記載の消防手当、交替制勤務手当、救急出動手当の予算額につきましては、従前同様の計上となっております。この予算書を作成しましたときは1月に町長さんの査定がありまして、1月の時点での作成でございます。その後、県からの指導を受けまして、それを検討いたしました結果、今回の手当の改正に至りました。ですから、この予算書に載っておりますのは従前同様の計上となっておりますが、この消防手当等374万4,000円は0円になりますので、この職員手当の中では減額が180万円ほど出ると思われます。それにつきましては、また補正等で、新年度の補正等に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第17号 教育長の給与等に関する条例を廃止する条例

日程第 8 議案第18号 町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第19号 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

日程第10 議案第20号 那智勝浦町教育委員会の委員の定数を定める条例

○議長（森本隆夫君） 日程第7、議案第17号教育長の給与等に関する条例を廃止する条例から日程第10、議案第20号那智勝浦町教育委員会の委員の定数を定める条例までを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） それでは、議案第17号から議案第20号まで一括の御審議をいただくわ

けであります。その前に、きょうお手元にお配りさせていただいておりますこの資料のほうで、昨年地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律というものが制定されております。その関係でその変更点等について、まず御説明させていただきたいと思っております。

青のほうの表紙を見ていただきますと、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。こういう趣旨で法律が改正されました。そのうちの改正点、4つほどあります。

下にありますポイント1、教育長。教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置。ポイント2、教育委員会。教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。ポイント3、総合教育会議。全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置。ポイント4、大綱。教育に関する「大綱」を首長が策定という大きな改正点、4つございます。開いていただきたいと思っております。

教育委員会制度がこう変わると、頭のほうにあります。

上段につきましては、これまでの教育委員会の課題といたしまして、教育委員長と教育長のどちらが責任者か、わかりにくい。教育委員会の審議が形骸化している。いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。地域住民の民意が十分に反映されていない。地方教育行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるという課題がございまして、新教育委員会の改革といたしまして、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化というふうな趣旨で変えられております。

右側の部分につきましては、黄色い部分は政治的中立性の確保ということで、教育委員会は引き続き執行機関、教育の執行機関である。総合教育会議で首長と協議、調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているという部分でございます。

それでは、下の部分、ポイント1の教育長、新教育長についての話になります。

まず、その赤矢印の上の部分になりますが、首長、町長は教育長を任命していない。皆様御存じのとおり、議会に教育委員として御同意をいただくわけでありまして。その御同意をいただいた教育委員会、委員の集まりの教育委員会で互選により教育長が指名されております。ですから、首長は直接教育長を選ぶことができておりません。そして、今の形で行きますと、委員長が教育委員会の代表者です。会議の、教育委員会の会議の主催者である。教育長、常勤であります。具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者ということで、指揮系統が2つあるような感じがすると、どちらが責任者なのかということがございます。それで、赤矢印より下になります。今後は町長が議会に教育長として御同意をいただく人事案件を出ささせていただくこととなります。教育委員ではなく教育長誰々ということで議会の同意を得るようになると思っております。そして、教育長以外、今までの委員さん、教育委員さん4人で教育委員会を開くこ

とになります。

教育長の任期は、首長の、町長の任期4年より短い、教育長は3年、ほかの教育委員は従来どおり4年の任期で行っていきます。

そして、右の方を見ていただきますと、新「教育長」として、職務として教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表、会議の主催者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者という権限を新教育長には与えられることになります。これによりまして、第一義的な責任者が教育長であることが明確になりました。また、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断できると、緊急性を持たせるということでもあります。

しかしながら、この法律改正によって、教育長の権限が強くなり過ぎるということで、ポイント2として、教育長へのチェック機能の強化、会議の透明化ということがうたわれております。新「教育長」の判断による教育委員の迅速な情報提供や会議の招集の実現、教育委員によるチェック機能の強化のため教育委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求、教育委員さん3分の1以上の請求で教育委員会が開かれるということでございます。

そして、教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理、執行状況を報告する義務について規定、そして教育委員会会議の透明化のため原則として会議の議事録を作成、公表するというので、そういうことによって教育委員会の審議の活性化が図られるという目的でございます。

そして、ポイント3、右のページになります。ピンクのところになります。

全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置ということで、市町村、県、全てに総合教育会議というものを設置しなければなりません。赤矢印より上は従来どおりであります。首長、町長のほうは余り教育に口を出さないほうがいいのかということで、大学に関する事、私学に関する事、予算の編成、執行、条例案の提出、この程度の関与の仕方でありましたが、予算の権限を持つ町長はどう考えているのかなというのが、今度は教育委員会サイドの考え方という図でございます。

そして、今度新しくなりました赤矢印より下になります総合教育会議の設置。

この総合教育会議というのが、町長が招集します。メンバーは町長と教育委員会。ここに図示しております特別職となる教育長、あと教育委員4人と町長となります。必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができるということになっております。協議する、また調整する事項は、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置ということでもあります。町長からすれば、教育行政に果たす責任や役割が明確になると。町長が公の場で教育政策に対して議論することが可能になる。町長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になるということでございます。

そして、ここでも出てきましたが、ポイント4になります。教育に関する「大綱」を町長が策定する。

この大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針、教育基本法第17条に規定する基本的な方

針を参酌して定める。総合教育会議において町長と教育委員会が協議・調整を尽くし、町長が策定、町長及び教育委員会は策定した大綱のもとにそれぞれの所管する事務を執行するという
ことで、細かいことはこの総合教育会議では話ししません。大きな町の教育の方針の大きな話
とかはこの総合教育会議で行っていくと、このような法律の改正がございました。それを受け
まして議案第17号から議案第20号の条例改正等のお願いでございます。

それでは、議案第17号教育長の給与等に関する条例を廃止する条例。

次のページをお願いします。

教育長の給与等に関する条例（昭和32年条例第14号）は廃止する。

これにつきましても、教育長が教育委員の教育長という部分から外れました。特別職、教育
長という特別職になりますので、ここを廃止、この条例を廃止させていただきます。

続きまして、議案第18号町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

町長及び副町長の給料その他の給与条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正す
る。

題名中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長（以下「特別職」という。）」に改める。

もう一枚つけております新旧対照表をごらんいただければ、今の部分がおわかりいただける
と思います。

表題が改正後として「、副町長及び教育長」になっております。

1条につきましても「町長、副町長及び教育長（以下「特別職」という。）」というふう
に変えさせていただいております。

次から、第2条から「特別職」というのが出てまいります。これは、町長、副町長及び教育
長という意味でございます。

第3条につきましても同じく「特別職」という名称です。

第4条につきましても「特別職」の旅費額は別に定めるというのも特別職という表記をさせ
ていただいております。

なお、これにつきましても平成27年4月1日から施行。平成30年1月16日までの間における
第2条第1項の規定の適用については同項中「50万円」とあるのは「45万円」とするとい
うことでございます。これは教育長の給与等の特例の部分でございます。

それでは、議案第19号をお願いいたします。

教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例でござい
ます。

次のページをお願いいたします。

これは新たに特別職、教育長ということで制定させていただくものでございます。

教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例。

（趣旨）第1条、この条例は教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定める

とともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間その他の勤務条件）第2条、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職員の例による。

（職務に専念する義務の免除）第3条、教育長は次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。(1)研修を受ける場合。(2)厚生に関する計画及びその実施に参加する場合。(3)前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が必要と認めた場合。

附則といたしまして（施行期日）1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

これについて説明を申しおくりておりました。

現在の森教育長につきましては、平成26年1月16日から平成30年1月15日を任期となつてございます。この新しい法律につきましては、教育長の任期が終了後ということ、現在の教育長の在任中は適用しないということとでございます。ですから、うちの場合は教育長が任期満了していただきますと、平成30年1月15日までは現在の体制でいかさせていただきます。委員長、教育長という制度でございます。

ただし、先ほど申し上げさせていただきました教育大綱及び総合教育会議につきましては27年、ことしの4月1日から施行されるものであります。ですから、先ほど説明の中で申しおくりておりましたので、追加して説明させていただきます。

それでは、議案第20号へ移らさせていただきます。

那智勝浦町教育委員会の委員の定数を定める条例。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町教育委員会の委員の定数を定める条例。

（趣旨）第1条、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書きの規定に基づき、那智勝浦町教育委員会の委員の定数を定めるものとする。

（委員の定数）那智勝浦町教育委員会の委員の定数は、4人とする。

附則、（施行期日）1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しないとなつてございます。

以上4件の町条例の改正をお願いするものでありますが、全て上位法令の変更による改正でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 議案第17号から議案第20号までを一括して質疑を行います。

5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） これの質問も構わんの、青いの。

この青い冊子の中でですね、教育委員会、会議の透明化を図るため議事録を作成し公表する
とありますけども、その公表の方法はどのようにするのでしょうか。

それと、次のページで総合教育会議というのがありますね。この総合教育会議は原則公開と
ありますけども、これも公表する、文書か何かで町民にお伝えする方法をとるのでしょうか、
いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） お答えいたします。

まず、教育委員会のほうになります。現在も教育委員会につきましては議事録等は作成さ
せていただいております。情報公開の手續があれば公開できるものと思っております。今後に
つきましても議事録は作成し、要請があれば公開していく。また同じく総合教育会議につま
ましても議事録の作成は必要でございますので、それが一応公開の会議でありますけども、要請
があれば公開していくものと思っております。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） あくまでも町民からの要請ということで公開ということでございますね。

町の広報等では公開しないということですね、はい。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） これは27年4月1日から施行されるということですね。これ27年、ことし
の4月1日から一義的な責任は教育長であるということを確認にされるということなんですけ
ど、給料は今回の教育長は違うんですか。

この責任も任期まで教育委員長ということですか。

責任はどちらになる、ちょっとお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） ちょっと誤解のないように、もう一度御説明させていただきます。

法的には変わっておりますが、現在の教育長の任期、教育長の在任期間中は旧来の体制で教
育委員会としては教育委員長、教育長、両方の体制でいきます。そして、責任のことでありま
すが、委員会の会議は教育委員長がしております。教育定例会等ですね。それについては委員
長の権限かと思いますが、事務執行につきましてはその教育委員会から教育長が任されてお
りますので、事務の中身は教育長に責任が出てくるものと解しております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、ちょっとわかりにくかったんですけど、例えば、いじめ問題
による自殺になったとか、そういう一義的な責任は教育長に、4月1日からあるということ
ですか、教育委員長にあるということですか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） これは4月1日、この法律には関係なく27年4月1日は旧来の教育委員会のまま動きますので、旧来の制度としての考え方をお話しさせていただきますと、教育委員会、その委員さんの会議ですね、教育委員会についての責任、いわゆる会議等々に、招集、会議の中身については教育委員長にあります。そこから事務の執行を委ねられている教育長にはそれなりの責任が発生しております。ですから、この4月1日にとらわれず、今までと同じ体制で教育長が任期満了していただけたら平成30年1月15日までは現行どおりの責任の制度でございます。

もし、教育長がその任期の途中で退任等々がありますと、その時点で委員長がなくなり、新教育長という形の制度でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） どういう質問にしたらいいか。例えば教育委員会で何か問題があって、一義的な責任ということで、まあ最後は町長やと思うんですけど、ということは、30年1月16日までは教育委員長が責任をとるといえることですか。教育委員会で何か問題があったときに。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 議員の今教育委員会で問題があったときという表現、教育委員会の事務の管轄の中で問題があったときは教育長が責任者になります。教育委員会、委員さんの集まり、会議ですね、その中は教育委員長ということで、事務執行は教育委員さんから教育長が任されてやっておりますので、そちらのほうの責任は教育長に付随してくると思います。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 済んません、よく質問の趣旨がなかなか通らんのですけど、よくテレビとかで、例えばいじめとかによることで謝罪されているじゃないですか。あれよく教育長が出てこられてやっている。この辺の責任の、一義的な責任というのはやっぱり教育長にあって、教育委員長とかというところのほうをちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 教育長が委任されています。任されている、事務においては。例えばいじめとかの問題が出た。それは任されている事務の中でございますので、教育長に責任の第一義的な責任は発生してまいります。ですから、ほとんどが教育長に責任があるというふうに御解釈いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第11、議案第21号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） それでは、議案第21号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

〔議案第21号朗読〕

次のページをお願いいたします。

次のページで特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「指導主事月額10万7,000円」、これを「指導主事日額8,000円」に改める。

この条例は平成27年4月1日から施行するものとさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただくと一目瞭然でございます。改正前につきましては、指導主事月額10万7,000円というふうに別表1に書いてございますが、これは週3日程度の勤務を想定しておったものでございます。そのことで、今回指導主事等の勤務も週3日の臨時的な雇用一本ではなく、2日もあれば4日もあるということも考えられますので、日額8,000円として指導主事の項を日額8,000円というふうに変えさせていただいております。できますれば、こうすることによっていろんな雇用形態が生まれるものと期待するものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） この指導主事ですが、教育委員会の中で事務局に置かれる職員の一つだと思うんですが、学校教育の家庭とか学習指導とか、そういった学校教育に関する専門的な指導事務に当たるんですね。そうした場合、これ教育長の推薦によって任命されるんですね。

そこですら、これ非常勤と言われる、今回の場合非常勤なんですけど、常勤の人は何名ぐらい指導主事でおられるのか。また、非常勤は何名ぐらいおられるのか。また、どういう方がおられるのか、非常勤ですね。そういうのをお答え願います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） お答えいたします。



指導主事、議員おっしゃるとおり、学校の教科のまた指導等々当たっていただくものですが、現在那智勝浦町には町単独で1名の指導主事を、現役の学校の先生でございますが、雇用させていただいております。そして共同設置として、26年度は北山村、古座川町、太地町、那智勝浦町の3町1村で指導主事を1名雇用させていただいております。そういう雇用、これも現職の先生でございます。

ここで特別職の職員でこの指導主事ということでございます。もちろん学校の教育を指導できる方を特別職として想定はさせていただいております。できれば、現職等々が配置できるのであればそれにこしたことはないのですが、それにかわる措置としてそういう学校運営から始まって学習指導までたけた方の指導主事としての臨時的雇用をするために、またその勤務が今までですと週3日程度という、固定されておりましたので、その枠を外させていただいて日額の枠で今回の条例改正をお願いするものであります。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 今言われましたように、学校、まあいうたら現役の先生が指導主事になられてると言われてましたね。その先生の給料体系なんかはどうなってるんでしょうかね、ちょっと。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 現役の教師、教諭等の派遣といいますか、につきましては、これは身分上の話になるんですが、現職の教諭を外れて、一旦形の上では退職をとって、那智勝浦町の職員という形でございます。給料表というのは町の職員の給料表と合わすわけにはいきませんので、その前の在職中の給料を見ながら、その給料をうちの給料表に当てはめて給料を支給するという形でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 先ほど、例えば今回出されている事案ですね、その中で、まあいうたら、先生、OBの方を選ばれる例が多いんでしょうか、どんなんでしょうね。身分ですね、なっている先生、これの。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 指導主事ということでございますので、子供たちを教えるという、直接教えるという立場でございませぬ。教える先生への授業のあり方とか、また教科のポイント等、全体の研修の講師とか、そういう方でございますので、教育行政といいますか、教育にたけた方ということになりますと、もし現役ではないとすればOB、教職を退かれたOBの方ということが容易に想像できると思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 1点お尋ねします。

教育主事の先生方は私もよく知ってる方が多いんですけども、月水金というような形で勤務されておると。しかしながら、これを見ますと、月額10万7,000円だったものが日額になるということで、その勤務形態ですね、勤務日数といいますか、それはやっぱこの先生方が自分

で、これだとまあまあ週5回、週4回というような形で勤務されても文句言えないというところもありますんで、予算上の制約もあると思いますが、誰が、先生もそんなに週に4回も要らんと、もう3回か2回にしてよと、そういうお話を誰がされるんかね、教育長か、それとも課長がやるんかね、そこらあたりをひとつお教え願いたい。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） この指導主事という臨時的な指導主事は初めての試みでございます。現在は1名、うちのほうで雇用してございます。これは常勤、現役の先生でございますが、ここで現役ではないといえますか、特別職としての職員の採用でございまして、勤務日数についても週5日、学校全部あるときがいいのか、週4日がいいのか。逆に3日、2日という考え方はしてございません。

もう一つ考えるのが、夏休み等はさほど頻繁に出ていただかなければいけない事象がないと想像しますので、そのときは週2日程度でいいのかなあというふうに思っております。ただ、休み期間中に教師への研修会等々が入ってまいりますので、やはり3日、4日の勤務の週も出てくるのかなあと思っております。

今まで多分、議員おっしゃったのは教育センター2階におられます社会教育指導員、また人権啓発、人権教育の指導員等の念頭かと思いますが、そうではなくて、学校の授業の研さんの手助けをすとか、そういうことでの指導主事を今回日額にして雇用したいということでございますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとお尋ねをいたします。

その指導主事、職務が学校を指導したり、教員を指導したり、それで研究授業とかいろいろなことを指導するわけなんですけども、そういった中で、この日額8,000円、この積算根拠は先ほど言うた週3日程度の10万7,000円が先生方の額を根拠として割り出したと思うんですけども、その職務内容から見て、この8,000円が妥当かどうかという、ちょっと疑問があるんですよ。

それで、ちょっとお聞きしたいのが、学校の支援員ありますね、支援員。各学校に先生方のお手伝いで入れてる支援員、あれは1時間幾らで週何時間勤務か、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 申しわけございません。支援員の日額、時間等々、今資料がございませんので明確にお答えできません。申しわけございません。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その金額、ちょっと待ちますんで調べてほしいんですけども、県で採用しているそういう非常勤の教師、ありますね。大体週20時間か15時間か決まってますね。時間単価高いですよ、2,000円近く。うちの支援員もある程度高いと思うんですよ。幾らかわかりません。ただそういうのと比較して、教師を指導しに行く指導主事の先生、教員免許を持って

る先生が、そういうこの日額8,000円という金額で、まあ一般的な金額よりちょっとしか多くないですね。そういったところで、その教職経験も豊富にあり、それである程度校長なり教頭なり、いろいろされた方がOBで採用されると思うんですけども、そういう町の教育の研究ということや、いろんな先生方の資質向上に貢献する先生方がこの金額でいいのかどうか。応募があるのかどうかということなんです。そういうことでお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 先ほどの支援員の単価でございますが、時給920円ということでございます。

そして、この指導主事の単価の算定に当たりまして、先ほどありました10万7,000円、週3日程度の10万7,000円を基本として、私どもとしてはそのおっしゃられたとおり、教育にたけた人をこの職に充てたいと思っておりますので、単価はちょっととは思いますが、まあ整合性、ほかのお願いしている単価との整合性のために日額にさせていただいて、また出面で多く出ていただくことがあれば、その単価は同じでありますけど、手取り的にはふえるということでお許し願えるであろうの許容範囲という判断をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 学校支援員なんですけども、学級の教師の、まあいうたら、担任のお手伝いということで、支援するというで免許を持ってなくてもいけるんですね。そういう人が時給920円で、それで1日8時間いうたら七千四、五百円ですか。大体それぐらいもらえるわけですね。この指導主事という名前がついてる人が、学校をそれだけ教師の指導をし研究授業へも出て、それで講評もし、いろんな講評もし、そういう指導する先生がね、こういう8,000円でいいのかどうかということなんです。ちょっと一度、まあ応募があるかどうかわかりませんが、そういう点一度、今後考慮、研究していただきたいと、検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） その有資格者また十分な経歴を加味して、単価等も今後また考えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第22号 那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第12、議案第22号那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 議案第22号那智勝浦町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

次のページに制定する条例を記載させていただいております。また、本日関係資料を配付させていただいております。2枚物の資料です。説明はそちらの関係資料のほうで説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本条例は、那智勝浦町の半島振興促進産業振興計画が平成27年1月1日に策定されまして、計画の中に産業振興及び事業推進課の取り組みとして固定資産税の不均一課税の実施が規定されたのに伴いまして、本条例を制定するものでございます。

なお、本条例の制定によりまして、半島振興法第17条に規定する不均一課税による減収分についての地方交付税措置が適用されることとなるものでございます。

資料中、条文の下の線で囲んだ枠内が条文の内容を説明したものでございます。

第1条の条文の下の枠内をお願いいたします。

第1条は、半島振興法第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の区域である本町内において製造の事業または下宿営業を除く旅館業の用に供する設備を新設し、または増設した場合に、固定資産税の特別措置に関し必要な事項を定めるものとする、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条の条文の次の枠内2ページをお願いいたします。

第2条は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号による製造の事業、下宿営業を除く旅館業の用に供する特別償却設備である家屋及び償却資産で、その取得価格の合計額が500万円以上のもの、資本金が1,000万円を超え5,000万円以下である法人にあつては取得価格の合計額が1,000万円以上のもの、資本金が5,000万円を超える法人にあつては取得価格の合計額が2,000万円以上のものを新設または増設

した者について、その家屋及び償却資産並びに、その敷地として取得した土地で、取得後1年以内にその土地に家屋の建設の着手があった場合には、その土地についても、固定資産税を3年間不均一課税とすることができるように定めるもので、初年度は税率を100分の0.14、第2年度分は税率を100分の0.35、第3年度分は税率を100分の0.70とするものでございます。

次の枠内、3ページをお願いいたします。

以下、3条として、申請について。第4条として、不均一課税の措置の承継について、第5条として、規則への委任を定めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年1月1日、那智勝浦町の半島振興促進産業振興計画策定の日から適用することといたしています。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） 固定資産税が減額になるわけですがけれども、普通は100分の1.4ですね、固定資産税取られる。それが10分の1になるんですけれども、そのその差額というのは全部交付税で補填されるのでしょうか。

それから、具体的にこの条文が適用されるのは那智勝浦町で何件あって、どのようなところなんですか。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 減収分の交付税算入の関係ですがけれども、減収分の交付税算入は75%の措置がでございます。

そして、今何件の予定ということの御質問ですがけれども、これについては、1条の関係でありますとおりに製造事業と旅館業、それが設備が新設された、新設または増設された場合ということなんで、今何件あるかというのはちょっと申請があつてみやんとわからないということです。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時40分 休憩

12時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第23号 那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

○議長（森本隆夫君） 日程第13、議案第23号那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第23号那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について御説明申し上げます。

〔議案第23号朗読〕

次のページをお願いします。

条例でございます。

那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例。

（趣旨）第1条、この条例は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料）第2条、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

第2項、法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

（保育料の減免）第3条、町長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、または免除することができる。

（委任）第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

関係資料をつけさせていただいておりますので、そちらをごらんください。よろしく申し上げます。

本条例の制定に至る経過につきまして御説明させていただきます。

これまでは現行の児童福祉法に保育費用の規定がございまして、それを根拠として市町村において具体的な金額を規則で定めることで保育料の徴収が可能でした。しかし、児童福祉法の改正により市町村が設置する保育所の一般的に行う保育の保育費用と徴収根拠の規定が法律からなくなります。そのため条例で保育料の上限額あるいは範囲等を規定することが必要となりました。

子ども・子育て支援新制度におきましては、子ども・子育て支援法の規定において市町村が定める額を保育料として徴収することになっていることから、資料の改定前の枠内に記載させていただいておりますが、これまで那智勝浦町保育所条例、それと那智勝浦町立認定こども園条例、もう一つ那智勝浦町へき地保育所設置条例で、それぞれ別々に定めていた保育料を改正後のとおり独立した一つの条例として制定し、上限額を定め、具体的な金額につきましてはこれまでと同様に規則に委任する形とするものでございます。

なお、金額につきましては、もう一枚の参考資料に保育料改正前と改正後の金額をつけさせていただいております。判定基準の変更が、この今度の改正でございまして、国の方針と同様に現状を維持した水準の金額とさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第24号 那智勝浦町保育所条例の全部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第14、議案第24号那智勝浦町保育所条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第24号那智勝浦町保育所条例の全部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第24号朗読〕

次のページをお願いします。

条例でございます。

那智勝浦町保育所条例。

那智勝浦町保育所条例（昭和62年条例第3号）の全部を改正する。

（設置）第1条、保護者の労働または疾病等の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である小学校就学前子供を保育するため、那智勝浦町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

（名称及び位置）第2条、保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

ちょっと省略させていただきます。

次に、（保育料）第3条、町長は保育所に入所した小学校就学前子供の保護者または扶養義務者から保育料を毎月徴収する。

第2項、保育料の額は那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例第2条第1項に規定する額とする。

（委任）第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（施行期日）1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次に（那智勝浦町立保育所設置条例の廃止）2、那智勝浦町立保育所設置条例（昭和62年条例第2号）は、廃止する。

（那智勝浦町へき地保育所設置条例の廃止）3項、那智勝浦町へき地保育所設置条例（平成5年条例第28号）は、廃止する。

関係資料をつけさせていただいておりますので、そちらをお願いします。

関係資料につきましては、両面印刷となっておりますが、まず資料1からお願いします。

資料1では、改正前の那智勝浦町保育所条例第1条の趣旨、第3条の定員、第4条の保育料、那智勝浦町立保育所設置条例の第1条、設置、第2条の名称及び位置、那智勝浦町へき地保育所設置条例の第1条、設置、第2条、名称、位置及び定員、第4条、保育料について、改正後に、那智勝浦町保育所条例の第1条から第4条までの一つにすることを示しております。

また、改正前の各条例の破線で囲んだ各条項の取り扱いにつきましては、裏面の資料2に記載しております。裏面をごらんください。

こちらは改正前の各条例の各条項のうち、規則委任とするもの、削除するものの理由説明でございます。

まず、改正前の那智勝浦町保育所条例第2条の保育の実施基準につきましては、児童福祉法の改正により法的根拠がなくなることと、子ども・子育て支援制度において保育の必要性の事

由が規定されることにより、条例で定める必要がないことから規則で定めるものでございます。

次に、入所の制限及び第5条の停止及び退所につきましては、保育所の入所基準に当たると考えられる保育の必要性の事由を規則で定めることから、入退所に関する事項等についても規則で定めるものでございます。

次の那智勝浦町立保育所設置条例第3条（職員）につきましては、職員の配置基準が省令で規定されていることから、規則で定めるよう改正するものでございます。

次の那智勝浦町へき地保育所設置条例第2条、名称、位置及び定員につきましては、町立保育所、町立認定こども園の定員はこれまでも規則で定めており、大野保育所の定員も同様に規則で定めます。また、定員につきましては、施設の規模、児童数の推移から19名に設定する予定でございます。

第5条の管理及び運営の委託につきましては、那智勝浦町へき地保育所設置条例を制定していたときに地域に保育業務を委託していたことから定めたものでありますので、削除します。

本条例の全部改正につきましては、子ども・子育て関連3法の施行及び児童福祉法の改正、また省令で規定されている基準もあることから、今後の法令改正に速やかに対応できることも考慮に入れて全部改正を行うものでございます。

改正前は、那智勝浦町保育所条例、那智勝浦町保育所設置条例、那智勝浦町へき地保育所設置条例の3条例であったものを那智勝浦町保育所条例一つにまとめ、必要な事項は規則で定めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第25号 那智勝浦町立認定こども園条例の全部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第15、議案第25号那智勝浦町立認定こども園条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第25号那智勝浦町立認定こども園条例の全部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第25号朗読〕

次のページをお願いします。

条例でございます。

那智勝浦町認定こども園条例。

那智勝浦町立認定こども園条例（平成19年条例第12号）の全部を改正する。

（設置）第1条、小学校就学前子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定に基づき、那智勝浦町立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

（名称及び位置）第2条、認定こども園の名称、位置及び構成する施設は、次のとおりとする。

名称、勝浦認定こども園。位置、那智勝浦町大字天満796番地3。構成する施設、勝浦保育所。

（保育料）第3条、町長は、認定こども園に入所した小学校就学前子どもの保護者または扶養義務者から保育料を毎月徴収する。

2項、保育料の額は、那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例第2条第1項に規定する額とする。

（委任）第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

関係資料をつけさせていただいておりますので、そちらをごらんください。

まず、資料1からお願いします。

資料1では、改正前の那智勝浦町立認定こども園条例第1条の趣旨、第2条の運営、第3条、名称及び位置、第4条の定員、第8条、保育料について全部改正を行い、那智勝浦町認定こども園条例とするものでございます。

また、改正前の破線で囲んだ各条項の取り扱いについては、裏面の資料2に記載しております。

資料2をごらんください。

こちらは、改正前の各条例の各条項のうち、規則委任とする理由説明でございます。

まず、改正前の那智勝浦町立認定こども園条例第5条の職員につきましては、職員の配置基

準は都道府県条例で規定されていることから、那智勝浦町保育所条例と同様、規則で定めま  
す。

次に、第6条、入園資格につきましては、児童福祉法の改正及び認定こども園関係法律で規  
定されていることから、規則で定めます。

次の第7条、保育等の実施につきましては、法律で規定されていることから、今後の法令改  
正にも速やかに対応できるよう、規則で定めます。

なお、本条例の全部改正につきましては、子ども・子育て関連3法の施行及び児童福祉法の  
改正また省令で規定されている基準もあることから、今後の法令改正にも速やかに対応でき  
ることも考慮に入れて全部改正を行うものでございます。

改正前は、9条から成る条例でございましたが、上位法の改正により条例で定める事由がな  
くなる項目もあり、また、必要な事項は規則で定めることで全4条となるものでございま  
す。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第26号 那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第16、議案第26号那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条
例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第26号について御説明申し上げます。

〔議案第26号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町学童保育所設置条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「低学年」を「に就学している」に、「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

第3条中「1年生から3年生までの」を「に就学している」に改める。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この改正につきましては、児童福祉法第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業の対象が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改正されること及び条のずれにより一部改正をお願いするものでございます。

次のページに新旧対照表をつけさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第27号 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の全部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第17、議案第27号那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第27号那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の全部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本条例の全部改正は、現行の同条例の文言を現行同制度の運用形態に合わせるべく必要な文言の加除を行おうとするものでございます。

1ページ、お願いいたします。次のページをお願いいたします。

改正内容につきまして、第1条、目的の2行目でございます。「経済的負担の軽減を図り」の文言を加えまして、本制度の目的を明確にするものでございます。

次に、第2条、定義、第1項の「児童」という言葉を入れております。

次に、続いて第3項に「配偶者のない男子または女子」を加えて、さらに、同じく第3項ですが(1)から(7)まで、これはひとり親家庭に準ずるものの規定を具体的に記述しております。(8)は、配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、一部省略いたしますが、最後の文末で「当該命令の申し立てを行ったもの」、これはDV、配偶者DV関係に必要な文言を整理したものでございます。

第4項です。養育者の定義づけを行っております。運用上行っている根拠を明確に文言として記載するものです。

次のページをお願いいたします。

第3条です。支給対象、そして一番ページの末、第6条まで、そして最後のページですが、第7条、第8条、受給権の譲渡または担保の禁止。それぞれの条文についての文言については、改正前と趣旨、内容は変わっておりません。現行制度の運用に合わせた文言と整理したものでございます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第28号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第18、議案第28号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第28号那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお願いいたします。

改正箇所、条項別に記載しております。

今回の一部改正ですが、国保税には応益割、応能割というものがございます。そのうち、今回は応益割の税率を改正いたしたく記述しておりますが、応益割には、均等割として被保険者一人一人に係るものと、平等割として世帯に係るものがございます。合わせて応益割と称しますが、国民健康保険の受益者の皆様方、被保険者に均等に平等に御負担をお願いすることが趣旨でございます。

それでは、添付資料をお願いしたいと思います。

新旧対照表と本日お配りいたしました関係資料1というものがございます。

まず、新旧対照表をお願いいたします。

改正後でございます。

均等割に関係するものといたしまして、第5条第1項、医療分の均等割額を記載いたしております。

1つ飛ばしまして、このページ下段ですが、7条の2には、後期高齢者支援金に係る均等割額を、そして裏面ですが、裏面の9条の2に介護納付金に係る均等割額を記載しております。

次に、平等割に係るものといたしまして、再度表のほうに戻ります。

平等割の部分で医療費の関係が第5条の2に記載しております。

そして、次の裏面になりますが、7条の3、これが後期高齢者支援金に係る平等割額、そして最後の9条の3に、介護納付金に係る平等割額を記載いたしております。

5条の2と7条の3、それぞれ(2)(3)という部分で文言が載っておりますが、特定世帯の負担を半額または4分の3に軽減する記述を設けております。

続いて、本日お配りいたしました関係資料1のほうをお願いいたします。

4ページで構成しております。

1ページ目、上段の1、国民健康保険税の改正についてといたしまして表を作成いたしております。左側に賦課区分でございます。医療、支援、介護の項目別区分を記載いたしまして、医療につきましては、医療保険給付に係るものとして、そして、支援と記載しておりますところが後期高齢者支援金を略しております。介護は介護納付金の略です。

では、改正表ですね、これの医療の均等割額ごらんいただきたいんですが、改正後2万7,000円、同じく右に移りまして医療の平等割額改正後2万9,000円と記載しております。改正前の金額と比較いたしますと均等割額で8,000円、平等割額が1万4,000円の上げ幅となっております。平等割が均等割の倍ほどの上げ幅となっておりますが、こういった額の配分になった理由を御説明させていただきたいと思っております。

国保運営協議会におきまして、平成25年度から26年度にかけて現状、国保の現状を御提示させていただきながら、その中での現行の世帯人数の分布の御報告も申し上げてきました。実際には1人世帯や2人世帯が大半を占める状況となっております。そして、あわせて被保険者数も町人口の減少と相まって減少が続いております。

均等割額は被保険者一人一人に係るものでございますので、均等割額の上昇は被保険者世帯、被保険者の中の多人数世帯に大きな影響を与えることとなります。また、1人世帯や2人世帯は、前期高齢者の方々が多くを占めております。こういった世帯の傾向といたしましては、国保世帯の中で比較をすれば、比較的低所得者世帯の範囲に入る方々が多く、国保税の軽減の対象世帯がこれも大半を占めている実態がございます。

また、世帯員が多く課税所得が生じている多人数世帯は、今回の応益割改正では軽減を受けられない被保険者世帯の負担のあり方についても国保運営協議会に御報告を申し上げております。

今回の税率改正では、均等割の比重を少し軽くして、その分を平等割に乘せる考え方を採用させていただいたものでございます。少し説明が細かくなりますが、改正前は均等割1とすれば平等割は0.8でございました。改正後につきましては均等割1とすれば平等割は1.07ということと試算をいたしております。

支援分と介護分も同じく多人数世帯の負担に配慮する考え方で平等割の配分が多くなっております。

次の表でございます。この1ページ目の下の参考、被保険者2名世帯の場合ですが、それぞれ軽減なし、2割軽減、5割軽減、7割軽減の2人世帯の改定の差額を表の右に記載しております。差額につきましては、それぞれ年間差額でございます。一番右下になりますが、7割軽減の世帯におきましては、均等割、平等割、合わせまして1万3,000円の上昇となります。納期10回でございますので、1回当たり1,300円の増額となる予定でございます。

今回の国保税の改正は、2年前にさかのぼりますが、平成25年3月議会におきまして平成26年度の改正を目指す考え方をお示しさせていただいております。その間、消費増税の実施が平成26年4月に行われ、国民健康保険の市町村から都道府県への移行年度が平成29年度と示されてはおりますが、最終的な判断が先送りとなるなど、将来の安定的な国保税の見きわめにはもう少し時間をかけさせていただきたいことをお願い申し上げて、さらには、国保税の応益割、応能割の負担割合、保険給付の状況、保健福祉事業の見直しなど、細部にわたって検討を加えるために平成26年度の改定を見送り、平成27年度の改正を目指すところとなったものでございます。

今回は、国保の都道府県化の時期が平成30年度と決まりました。そして、県に一本化された際の方針も、賦課体制や保険料の設定方法など幾つか明らかになってきております。今回の改正で行わせていただいて、なお、都道府県化による制度改正の一つの方向性に応益割であります固定資産税をもとにした資産割を廃止する、そしてその分を全て所得割に移行するというふうな、今後の変化も予想されております。

これからですが、保険税の上昇に結びつく被保険者の保険医療給付にも今まで以上に十分注意を払わなくてはならないと思います。健康増進を被保険者の皆様の中に意識づけを行う取り組みの強化として、この改正資料の2枚目なのですが、保健事業についてということで表を作成しております。

改正前、改正後ですが、改正前は3年以上、5年以上ということで国民健康保険を使っていない世帯に対して表彰をさせていただいておりました。今回国保運営協議会のほうでのお話し合いの中で、対象を1年間にできないものか、そしてまた、世帯単位である表彰も1人当たりということではできないかというふうな御提案をいただきまして、対象を1年間国民健康保険を使っていない者、そして個人に対して表彰する。ただし商品券の金額につきましては、今までは5,000円、1万円でしたが、1人当たり1,000円、そしてその他といたしまして、1年間国民健康保険を使っていない方がインフルエンザの予防接種とか健康診断の個人負担分の自己負担分の補助を今後国保被保険者の皆様方のほうからの申請によって行っていくという改正を加えようというしております。

いろいろ厳しい状況でございますが、今後さらに被保険者の健康意識の向上に取り組みまして、よろしく御審議のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） 今いろいろと説明していただきましたが、これ改正資料1のほうですか、先ほど言われたみたいに負担がすごく額が大きいんですけども、先ほど言われた県統一になるまでの3年間を余裕を見た段階的に上げていくみたいな、ことし一年分の保険ということですね。それをお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

1年分の賦課決定なのかということですが、県に統一されるのが平成30年が決まっておりますので、その間に先ほど申し上げたような変化も予想されるわけですが、現時点、次回は何年度にするというふうなことは一切考えてございません。現在のこの応益割の負担をお願い申し上げて、その徴収実態等、また当局といたしましても上司とも相談いたしまして今後の方針を決めさせていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 今でも国保税は高いという声をよく聞きます。それで、この税金ですけども、国保税で滞納者というのは町内ではどれくらいおられるかわかりますか。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 滞納者の数と金額ですけども、ちょっと今手元に資料を持ってませんので、ちょっとお答えすることができません。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 濟いません、正確な数字につきましては御返事申し上げにくいんですが、徴収率で申し上げますと、最近の実績は91.8%程度でございます。不納欠損も毎年させていただいておりますが、優良な納税者の方々が大半ということに存じております。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） これだけ負担になってくるわけなんですけども、やはりなかなか払い切れない人も出てくるのではないかと思います。そうなれば、また町のほうに入ってくる税金もなかなか入ってこないという状況にあります。逆に、この上がることで病院にかかるということも控えるようになるのではないかという不安もあります。それで、こういう形ではあります。町のほうから一般財源でも繰り入れするということではできないのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

決算報告のほうでも随時御報告申し上げておるんですが、国民健康保険の法定外の一般会計からの繰入金が大抵5,000万円単位で毎年増加しております。直近の25年度決算でございますと、その他繰り入れの法定外は7,800万円ということで、今概数を記憶しておりますが、26年度予算でおきますと、それにほぼ6,000万円ほど足していただかないと決算が赤字になるかなというふうなことでございまして、財政の均衡だけを目的として保険税も上げてはおりません。今後の納税者の皆様方の納付意欲を落とさないような方法も税務課長様と御相談申し上げながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 国保を賄っていかうと思えば、やっぱり納めていただかなければならないということもありますし、それからこの元気で健康にいられるようにいろんな体力づくりとかそういう部分も町としても組んでいかなければいけないと思うんです。大きな税金を上げる前にそういうことも先に取り組んで効果を見ながらするというのも必要なと思っておりますが、やはりこの差額というのが少し大きいので、そういう面も町民に負担がかからないような点で財源を出していただくようにお考えいただけるようお願いしたんですけども。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 国民健康保険税、保険給付の財源としての国の補助制度のほうも拡充されようとしております。現在私どももその他一般会計の法定外繰入額をゼロにしようという改正を今回試みてはおりません。大体4割程度の解消を目指すものでございまして、今後議員おっしゃっていただいたようなことも含めまして保健福祉事業の拡充を図っていきたく思います。どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いません、今答弁の中で4割、一般会計からの入れるのが4割程度を目標にとお答えになられたのでしょうか。目標はそうですよね。ほんだら今現在、今回改正に

よってどれぐらい解消できるのか。

ほんであと、聞いたのは3段階程度で上げていきたいということなのですが、あと3段階に上げたときにどれぐらい、2割軽減、5割軽減、7割軽減でありますよね。これが最高金額どこぐらいを目指しているのか、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

今回の改正が4割程度と申し上げた根拠につきましては、徴収率等の加味もございます。そして保険税で4割でございますが、7割分、5割分、2割分の軽減世帯に対する国費の増額も約1割5分ぐらいの増額があるかと思えます。

結果といたしまして、大体3割程度、将来資産割が所得割に一本化されますと、さらに35%ぐらいの上昇を加味しないと収支が均衡しないということになってきます。最終的に厚生常任委員会のほうでも前12月議会で御報告申し上げたんですが、現在課税世帯の平均は均等割、平等割、合わせて3万5,000円の増額となっております。これのおおむね2万5,000円合わせますと、どうでしょう、6万円ぐらいの最終増加額になろうかと予想しております。年間ですね。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありますか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとお聞きします。

この均等割と平等割だけの引き上げなんですね。それで軽減なしの世帯の場合、8万6,000円が12万9,500円となって4万3,500円、約5割上がるんですけども、それぞれ2割軽減、5割軽減、7割軽減と、それぞれ大体5割近い額が引き上げになるんですけどね、これでこの負担は全世帯が負担ふえるわけなんですね。収入、固定資産関係なしに。それについてのあの運営審議会の委員の意見、委員さんの意見、どんなだったかと。

それで、この世帯割、均等割だけがふえると収入の少ない人も皆ふえると、そういうことになると滞納がふえるおそれがある。それについても審議会の委員さんのほうはこの滞納に対してどうせいというようなことを言われたんかどうかね、その2点お尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

運営協議会のほうでの委員様方の御意見ということでございますが、運営協議会のほうでは、逐一当初から資産割の廃止、所得割の一本化とか、あるいは都道府県化に伴う変化、そして医療費の保険給付費が被保険者数は減っているんですけども、保険給付費の医療費が増加している部分とかというふうな実態を御報告申し上げながら御理解をいただいております。

今回、応益割に偏った改正をさせていただいた趣旨も先ほども申し上げさせていただいたんですが、基本的には、応益割には軽減がきくということがございます。応能割には軽減制度がございませんが、応益割には軽減がきくところが運協の各委員様の御理解を賜った一番

大きなポイントだと思っております。

それと、収入の少ない世帯の納付に関する課題でございますが、やはりそこは私どもも感じております。収入が少ない世帯の皆様方の中でも軽減世帯に入る方々はそれなりの軽減を受けられますが、軽減の範囲外の収入を受け取っておられる方、世帯につきましては、そのまま均等割額、平等割額合わせて合計年間3万5,000円の増加ということになります。お答えになっているかどうかわかりませんが、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、ちょっと基本的なことを聞きたいんですけど、この引き上げというのは、今聞いてたら県に移行されるのに一般会計からの法定外の繰り入れを県のレベルに帳尻を合わせていくような感じで聞こえるんですけど、これ国保会計が結局だんだん膨らんでいって、国保比率が上がっていくのかなあと思うたら国保比率はそうでもない、下がっていきやる。ということは、医療費とか介護費がふえてたから国保会計というのは膨らんでいきやるということ。今年度は6,000万円ぐらいふえと言われてましたね。

これ国保会計の、例えばこの高齢者、60歳以上になって国保になった場合、病気になっていくというのがわかってての話なんで、それまでこの医療費とか介護の費用がふえていくということなんで、これに対して何かの対策をとられてるのかなあと思うて、そういうふうには医療費がふえないようにとか、要はぼけないように健康でおれるような、何か対策をとられてこの引き上げになるのかなあと思うて、それなしに、ただふえていくから引き上げるというような感じはちょっと納得せんのですけど、その辺、濟いませぬけど、御説明お願いします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 健康に対する施策についての実態ということでございますが、現在健康増進に対する特別な事業は非常に手薄な実態がございます。先ほども申し上げましたように、保健福祉事業のほうで一定のレベルアップを図りながら今後健康増進に対する各課連携させていただいての取り組みを強化していく必要があると上司にも進言させていただきたいと思っております。

あと、被保険者世帯が減っておるのに保険税、保険給付が下がったりもしますが、結局均等割、平等割ということで、人口と世帯に賦課をしておりますので、1,000世帯減りますと均等割が、平等割が1,000分減るというふうなことで、具体的に金額の設定を行っている保険税率の仕組みから、これはどうしても3年に1回とか、定期的に改正を行わない限り、一般会計からのその他繰り入れというのが自然増してくるとというのがこの制度の弱点と申しますか、あります。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

7番田中君、反対ですか。

○7番（田中幸子君） 反対です。

私は議案第28号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対して、反対の立場から討論を行います。

提案されている条例改正は、国保施行令の改正に伴うもので、保険料の賦課限度額を引き上げるものです。国は消費税3%増税分5兆円の中で国保に投入されたのはたったの500億円です。約束していた2,200億円の残りのものはまだ何もなっていません。国の国庫負担率を大幅に引き上げ、皆さんの負担を軽減するのが筋ではないでしょうか。

国保税が高いという声を皆さんから聞きます。町としても国保は町民の命、健康を守る社会保障の制度であります。地方自治体が独自に公費を繰り入れ、住民負担軽減の努力をさせていただき、国に対して抜本的に迫るべきだと思います。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（森本隆夫君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） それでは、原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第28号について原案のとおり賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第29号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第19、議案第29号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第29号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

[議案第29号朗読]

次のページをお願いします。

那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改める。

今回の改正につきまして、お手元に新旧対照表と関係資料を配付させていただいておりますので、その資料により説明申し上げます。

資料は2枚ございます。1枚目の資料1をお願いします。

こちらにつきましては、改正する各条の改正内容、要旨を実線で囲んだ枠内に記載させていただいております。

その内容でございますが、第2条の改正につきましては、保険料段階及び年額の変更でございます。

次の第5条につきましては、保険料額の算定について、第2条の改正により段階が変更になるため、それに対応した変更を行うものでございます。

次の附則第6条につきましては、市町村で行うこととされた地域支援事業の実施猶予に関するものでございます。

それでは、次に資料2をお願いします。

まず最初に、保険料の負担段階の変更について御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

現行の第5期の負担段階を左側に、第6期の負担段階改正案を右側に配置しております。

第6期の表の右端、2列に記載の軽減強化後につきましては、国が示しております低所得者対策であります。消費税を10%に増税することによる収入分を充てることとしておりましたが、増税につきましては1年半延期され、平成29年4月からとなり、国で閣議決定された予算案では平成27年度と28年度は第1段階のみ0.05下げて基準額の45%とし、平成29年度には低所得者対策の完全実施により第1段階を基準額の30%、第2段階を基準額の50%、第3段階を基準額の70%とする予定をあらわしたものでございます。

それでは、今回御審議をお願いする段階の変更について御説明申し上げます。

国は第6期の保険料設定に当たり標準段階の見直しを行い、現行の6段階から9段階に細分化するとしています。細分化することにつきましては、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行い、低所得者の方にも保険料を納めやすくする観点からということでございます。ただし、段階の設定につきましては、引き続き保険者判断による弾力化を可能とするものでございました。

本町における取り扱いについて、長寿社会づくり委員会作業部会及び全体会において協議、検討いただいたところ、低い所得の方に対する軽減も考慮し、また、保険料を納めやすくするためにも国が示す9段階を採用するという結論となりました。

次に、保険料の改正でございますが、資料の次のページ、裏面2ページをお願いします。

現行の保険料率を左側に、第6期における改正案を右側に配置しております。この改正は、

第6次介護保険事業計画に基づき平成27年度から平成29年度までの3カ年の、3年間の介護保険給付費を算定し、基準額である第5段階、住民税本人非課税かつ本人年収80万円を超える方の保険料を現行年額5万400円、月額4,200円から年額6万9,432円、月額5,786円、37.76%の増額をお願いするものでございます。

これに伴い、介護保険法施行令第38条第1項に定める保険料率の算定基準により第2条の1号、第1段階は、生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方で基準額の半額と定められており、年額3万4,716円、月額2,893円となります。

2号、第2段階は、世帯全員が住民税非課税の方で本人年金収入等120万円以下の方は基準額の75%と定められておりまして、年額5万2,074円、月額4,340円となります。

同じく第3号の第3段階は、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円を超える方で基準額の75%、年額5万2,074円、月額4,340円となります。

次に、4号の第4段階は、世帯では住民税課税の方がいらっしゃいますが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下で基準額の90%、年額6万2,489円、月額5,207円となります。

次に、5号の第5段階は、世帯では住民税課税者がいらっしゃいますが、本人は住民税非課税かつ本人年金収入等80万円を超える方で算定基準の基準額で年額6万9,432円、月額5,786円でございます。

次の6号、第6段階は、住民税本人課税であり、かつ合計所得額が120万円未満の方が基準額の20%増しの1.2倍、年額8万3,318円、月額6,943円となります。

次の7号の第7段階は、住民税本人課税であり、かつ合計所得額が120万円以上190万円未満の方が基準額の30%増しの1.3倍、年額9万262円、月額7,522円となります。

次の第8号の第8段階は、本人住民税課税かつ合計所得額が190万円以上、290万円未満の方で基準額の50%増しの1.5倍、年額10万4,148円、月額8,679円となり、次の9号の9段階は、本人住民税課税かつ合計所得額が290万円以上の方で基準額の70%増し1.7倍、年額11万8,034円、月額9,836円となります。

今回の改正につきましては、平成27年度から29年度までの計画期間で、保険給付費の見込みを62億1,074万4,000円と見込みました。27年度におきましては20億1,054万3,209円、28年度は20億6,726万8,549円、29年度は21億3,293万2,103円を見込んでおります。

法改正に伴い、第1号被保険者の保険料負担割合が増となり、また被保険者の増加分、給付費増加等を加味した計算で保険料は5,786円となります。この金額につきまして、長寿社会づくり委員会作業部会及び全体会で御審議いただきました。その内容につきましては、平成26年度末の介護保険準備基金の残高見込みは約2,000万円で、仮にこの額全てを取り崩した場合の保険料の下げ幅は97円でございます。基準額の5,786円が5,689円になります。長寿社会づくり委員会では、大幅に上がるのだから、基金を取り崩して少しでも下げたほうがよいのではという意見もございましたが、団塊の世代の方々が10年後には75歳になり、施設入所等介護サービスの利用がふえ出すと給付費はますますふえて保険料は高くなる。そのときに少しでも下げる

ために基金は置いておくほうがよいのではないかという意見もあり、最終的には今回の事業計画では基金は取り崩さないという結論となりました。

以上のことから、基準額を月額5,786円とさせていただきます。

なお、新宮・東牟婁圏域では最高が6,440円、5,000円台が4町村、4,000円台が1町の予定でございます。和歌山県の平均は、2月20日現在の平均でございますが、6,244円で13.5%上昇との見込みでございます。なお、本町の順位は、このままでいきますと22番目の予定でございます。

附則の施行期日でございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条の適用区分でございますが、この条例による改正後の那智勝浦町介護保険条例の規定は平成27年度分以降の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

先ほど東議員からも御指摘いただきました、その介護の関係のお話が少しございましたが、福祉課としても介護予防、健康体操であったり、元気アップであったり、そういう事業はやっております。これからもそういう方面に力を入れて、できる限り介護認定者数を減らしていくような、みんな健康で過ごせるような対策をこれからも考えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開2時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時13分 休憩

14時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第30号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第20、議案第30号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第30号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第30号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例でございます。

参考として新旧対照表と関係資料をつけさせていただいておりますが、今回の改正につきましては、関係資料により御説明申し上げます。新旧対照表の後につけさせていただいております。よろしく申し上げます。

資料中、実線で囲んだ枠内が、その上に記載の改正内容を説明したものでございます。

最初の枠をお願いいたします。

本条例の趣旨と改正の理由でございます。

本条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い条例で定めたものであり、介護保険法等の改正により平成27年4月1日より同基準の改正が行われることから、それに伴い各条例の改正を行うものでございます。

次の枠をお願いします。

サービス名の変更でございます。

複合型サービスにつきましては、複数の介護サービスを組み合わせたサービスの名称で、その中でも訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスを「看護小規模多機能型居宅介護」の名称にするものでございます。

次をお願いします。

第6条は、事業所の従業員の員数の基準を定めたものであり、第2項は、介護予防訪問介護が地域支援事業に移行するための改正で、第5項は、オペレーターの配置基準の緩和を行うものでございます。

次のページの最初の枠をお願いします。

第23条につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針について第三者

による評価の効率化を図るものでございます。

次の枠をお願いします。

第32条につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の勤務体制の確保について一部変更を行うものでございます。

次の枠内をお願いします。

第60条につきましては、認知症対応型通所介護について事業の目的を追加したものでございます。

次の枠内をお願いします。

第63条は、認知症対応型通所介護事業所において宿泊サービスを実施する場合の事前の届け出を義務づけるものでございます。

次のページの最初の枠をお願いします。

第65条は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員の見直しでございます。

次の枠をお願いします。

第78条の2は、認知症対応型通所介護における事故発生時の対応についての改正でございます。

次の枠をお願いします。

第79条は、前条、次条の改正による字句の見直しでございます。

次の枠内、第80条は、他の条項の追加によりその準用を除くものでございます。

次のページをお願いします。最初の枠をお願いします。

第82条は、小規模多機能型居宅介護の事業所の従業員の員数の基準について一部緩和を行うものでございます。

次の枠をお願いします。

第83条は、小規模多機能型居宅介護の事業所の管理者の資格等について、兼務できる職種の追加を行うものでございます。

次のページの最初の枠をお願いします。

第85条は、小規模多機能型居宅介護の事業所の登録定員の変更及び利用定員の変更でございます。

次の枠をお願いします。

第91条は、小規模多機能型居宅介護の基本方針について、第三者による評価の効率化を図るものでございます。

次の枠をお願いします。

第106条は、別条項の改正による字句の整理を行うものでございます。

次をお願いします。

第113条は、認知症対応型共同生活介護の設備等の基準の改正でございます。

次の枠、第121条につきましては、字句の整理を行うものでございます。

次のページ、最初の枠をお願いします。

第135条につきましては、削除するものでございます。

次の枠をお願いします。

第135条の廃止により第148条第2号、第9号を削除するものでございます。

次に、最下段の枠と次のページ、最初の枠をお願いします。

151条は、地域密着型介護老人福祉施設の従業員の基準について要件を緩和するものでございます。

次をお願いします。

第152条は、地域密着型介護老人福祉施設の設備基準の要件緩和でございます。

次をお願いします。

第176条は、地域密着型介護老人福祉施設事業者の記録整備の追加でございます。

次をお願いします。

第180条は、字句の整理でございます。

次の枠をお願いします。

第190条は、サービス名称の変更でございます。

次をお願いします。

191条は、名称変更に伴う字句の整理でございます。

次のページ、最初の枠をお願いします。

第193条は、名称変更に伴う字句の整理でございます。

次の第194条につきましては、看護小規模多機能型居宅介護の利用定員の変更でございます。

次の枠をお願いします。

第196条は、第三者による評価の効率化を図るものでございます。

次をお願いします。

字句の整理でございます。

次のページの最初の枠をお願いします。

附則第2項は、介護予防訪問介護についての経過措置を定めたものであり、介護予防・日常生活支援総合事業への切りかえを平成29年4月に延期することから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者の員数改正規定も延期するものでございます。

次の枠をお願いします。

附則第3項は、介護予防通所介護についての経過措置を定めたものであり、介護予防・日常生活支援総合事業への切りかえを平成29年4月に延期するため、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業員の員数の改正規定も延期するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21 議案第31号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（森本隆夫君） 日程第21、議案第31号那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第31号那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第31号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例でございます。

参考といたしまして新旧対照表と関係資料をつけさせていただいております。

関係資料のほうをお願いします。

資料をごらんください。資料中、線で囲んだ枠内の内容について説明させていただきます。

最初の枠内をお願いします。

本条例の趣旨及び改正理由でございます。本条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い条例で定めたものであり、介護保険法等の改正により平成27年4月1日より当基準の改正が行われることから、それに伴い条例改正を行うものでございます。

次の枠内をお願いします。

第7条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護事業において宿泊サービスを実施する場合の事前の届け出を義務づけるものでございます。

次をお願いします。

第8条は、他条項改正により字句の整理を行うものでございます。

次のページ、最初の枠をお願いします。

第9条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員の見直しでございます。

次の枠内をお願いします。

第37条は、介護予防認知症対応型通所介護での事故発生時の対応についての改正でございます。

次のページの最初の枠をお願いします。

第44条は、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所の従業者の員数の緩和、またサービス名称の変更でございます。

次の枠をお願いします。

第45条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所の管理者の資格等について兼務できる職種の追加を行うものでございます。

次の枠をお願いします。

第47条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所の登録定員及び利用定員の変更でございます。

次の枠をお願いします。

第63条は、他条項改正に伴う字句の整理でございます。

次のページ、最初の枠をお願いします。

第65条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護の、ほか事業の準用について定めたもので、第37条に1項追加したため、その項を除く規定に改めるものでございます。

次の枠をお願いします。

第66条は、介護予防小規模多機能型居宅介護の自己評価について第三者による評価の効率化を図るものでございます。

次の第70条につきましては、介護保険法改正により字句の修正を行うものでございます。

第74条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護の設備等の基準の改定でございます。

次の第86条は、介護予防認知症対応型共同生活介護の、ほか事業の準用について定めたもので、第37条に1項追加したため、その項を除く規定に改めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第32号 那智勝浦町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例

日程第23 議案第33号 那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第22、議案第32号那智勝浦町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例から日程第23、議案第33号那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例までを一括上程とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第32号那智勝浦町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例について御説明申し上げます。

〔議案第32号朗読〕

本条例につきましては、議案第32号那智勝浦町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例並びに議案第33号那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例との関連がございますので、一括してお手元の関係資料をもとに御説明させていただきます。

関係資料をお願いします。

本条例の提案理由でございますが、最初に条例制定の背景でございます。

平成25年6月7日に成立、同月14日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの人員等に係る基準を都道府県や市町村の条例で定めることとされていま

す。これに伴い、このページ、下段①の那智勝浦町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例、②の那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例、もう一つ戻りますが、等が抜けておると思いますが、恐れ入ります、「基準等」と訂正をお願いします。この2つの条例の制定をお願いします。

次のページをお願いします。

条例制定の基準でございますが、町が条例で基準を定める際には、介護保険法に基づく厚生労働省令に定めるところにより、以下の基準に基づき定めることとされております。

①の地域包括支援センターに関する基準でございますが、従うべき基準とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものとしています。

その下の標準でございますが、法令の標準を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることが許容されるものとしています。

次の参酌すべき基準というのは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものでございます。

②の指定介護予防支援事業所に関する基準の内容でございますが、従業者の基準及び人数、運営に関する事項のうち、利用者の処遇、安全及び秘密保持等に密接に関連するもの、事業者指定に係る申請者の要件、介護予防の効果的な支援の方法及び事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

次のページをお願いします。

本町における考え方でございますが、条例制定に当たり従うべき基準とされている基準につきましては、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準のとおりとします。

また、参酌すべき基準とされている基準につきましては、これまで現行の厚生労働省令の基準にのっとり、地域包括支援センターが適正に運営されていることから、厚生労働省令どおりに定めることを基本とします。

一部項目については、町固有の事情を踏まえ、現行の国基準と異なる基準を設けることとしています。

次に、那智勝浦町条例案に独自に設ける基準につきましては、下の表に記載させていただきました。

那智勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の第30条の記録の整備について、国の基準では、指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その「完結の日から2年間」保管、保存しなければならないとありますが、町独自基準として「当該サー

ビスを提供した日から5年間」保存しなければならないとさせていただくものでございます。

その理由といたしまして、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、町はその介護報酬の返還請求をすることとなります。返還請求の事項は、事業者が介護報酬を受け取った日から5年ですが、国の基準では、サービス提供に関する記録はその完結の日から2年間となっており、介護報酬の返還請求をするに当たって必要な記録が残っていない場合が想定されます。一方、事業者の負担も考慮すべきであると考え、国の基準では完結の日から2年となっていますが、当該サービスを行った日から5年間とします。これにより長期間契約している方については5年経過すれば順次廃棄することができるようになります。

以上が各条例の制定に係る経緯でございまして、2つの条例とも国の基準をそのまま条例化しまして、記録の整備の部分について独自基準を設けるというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 議案第32号から議案第33号まで一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと確認します。

この従うべき基準ということで職員数とか決められているわけですけども、現在福祉課に地域包括支援センターありますよね。その今の人数とこの条例で定められた人数と、その違いがあるのか。もうこのまま今の体制でもう十分なんですということなのか、ちょっとその点だけお願いします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

この4月から新しい制度、法改正で新しい地域支援事業なりを始めていくわけなんですけども、いろんな部分で包括支援センターに負担がかかることはちょっと予想されております。現状7名なんですけども、事情によれば、あと一人、二人追加が必要になってくる可能性もないことはございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第34号 那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第24、議案第34号那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第34号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第34号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「附属施設 駐車場」を「附属施設 駐車場 電気自動車急速充電器」に改める。

別表を次のように改める。

区分、金額。

温泉施設利用料、中学生以上600円、小学生300円。

電気自動車急速充電器利用料、一般利用者（1回（30分以内）当たり）540円、規則で定める者無料。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。



新旧対照表を資料としてつけさせていただいております。

この条例の改正につきましては、この施設につきまして国、県の補助金をいただき、平成24年9月より供用を開始しております。当初は国、県の補助要綱の中に補助事業による施設の設置であり、また県の補助要綱の中に利用料は当面無料という趣旨の規定がございました。そのため利用料の徴収はしておりませんでした。平成27年4月より要綱改正によりこの条項がなくなるため、利用者から費用の負担をいただくものです。

金額の30分当たり540円の決定につきましては、日本充電サービスの課金に合わせたもので、日本充電サービスとは、トヨタ、日産、ホンダ、三菱の自動車メーカーや各電力会社、そして日本政策投資銀行などによる急速充電器ネットワークサービスのための会社で、会員の利用料の課金、あるいは委託による急速充電器の利用料の徴収、充電器の保守点検あるいはコールセンター等のサービスの代行、あるいは急速充電器の管理業務等を行っております。現在電気自動車所有者の約8割以上はこの会員になって急速充電器ネットワークを利用しているということです。

利用料金の決済については、クレジットカードによる方法を考えております。

それと、別表中「規定で定める者無料」となっておりますが、これにつきましては、日本充電サービス及び各自動車メーカーの発行する充電カードによる利用をされる方につきましては、日本充電サービスが会員より代行して徴収し、その金額については補助金として町のほうに交付されます。ですから、この内容について規則で定め、直接充電のときに個人に課金はされず、日本充電サービスが会員より代行して、町の代行をして徴収するため補助金として町に交付されるということで、別途定めで日本充電サービスと契約を行う予定としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番 蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 以前はこの電気代については那智勝浦町が負担してたんですけども、この電気代540円徴収することによって、那智勝浦町は今後負担することはなくなるのでしょうか。それとも幾らかまた負担しなければならないのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

この充電器の電気代は町のほうで負担しております。これはこの充電器が町の施設であるため、ここに係る電気代は町のほうで負担することとなります。

そして、4月以降、料金を徴収することになった場合、その料金の徴収額が電気代を超えたら、そちらのほうで賄えますし、徴収額が電気代の使用料よりも少ない場合はその分、町のほうで負担することとなってくると思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

12番 引地君。

○12番（引地稔治君） 済いません、ちょっとわからないんですけど、電気代がですね、使われるでしょう。それ使用して支払ってもらった、支払ってもらう以上に電気代を使っていたら、町が支払わなければならないと言うてましたね。基本料金として電気代で、定額基本料金であるじゃないですか。それを使用量が余りにも少なく、使用料よりか定額料金のほうが、基本料金のほうが多いから使用料で賄えんから基本料金を払う負担が出てくるというのか、それとも使用料を取るのに電気代が使用料よりか上回るということはあるんじゃないですか。もう一度、済いません。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

ちょっと説明不足で申しわけありません。

まず、現在の使用料について、設定する使用料については、現在の通常の使用頻度があればある程度プラスになるかなというところですよ。

私ども心配する部分が、電気代の高騰したり下がったり、いろいろ出てきております。その部分で電気代が今後大幅に上がった場合にその辺については、まだ全然見込んでおりませんので、今の値段については、今度の値段については日本充電サービスのほうの全国平均的な金額を設定しておりますので、その部分、そういう形で収支はまだ、収支としてはちょっと計算しておりませんので、その部分ちょっと実際運営してみないとわからない部分がございます、そのような答弁をさせていただきました。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 利用頻度が少なかった場合ですね、少なかった場合、その利益がなかなかとれにくいという話なのか、それを心配なされているのか、利用回数が1日に10回以上とか、そういうのがあれば、まあ10回以上というのは到底考えられないですが、利用回数が余り利用されなんたら電気代の収支が合わん、那智勝浦町からの持ち出しも十分考えられるということなんですか、ちょっとなかなか難しいんですが、利用回数がどれぐらいの回数、1日にどれぐらい、月にどれぐらいの回数があれば黒字になるというの、わかりますかね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

現在の使用頻度、そして電気代等々に、この540円である程度ざっくりした計算しますと、大体ことしの利用者の数としまして年間1,600回から1,650回ほどになります。ですから、80万円から90万円ぐらいの金額の売り上げにはなってくるのかなあと考えております。

それに対し、今電気代につきましては、七十五、六万円という形で、これはどちらも2月までの数字ですけども、ですから若干の、電気代と使用料の比較では若干のプラスになってくる部分があるのかなあと考えております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 今その施設で充電されている方というのは、カードか何かで充電するんですね。カード入れて、今でも。これはどの辺の方、地元の人もかなりあると思うんですけ

ど、その辺の割合とかというのはわかります。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

急速充電器の利用者の数ですけども、利用度としては日本充電サービスの関連のカードを持っている方が多いと思います。地元の方にしてもそういう方、ほとんど電気自動車購入されるとき、自動車メーカーからはそれをつくるようなお勧めをしているということです。ですから、電気自動車を買われた方はほとんどそのカードを持っているというところで、今ほとんどの方は、うちの充電器を利用している方はほとんどそういうカードで対応されている方で、備えつけのカードを使って充電する方はほとんど減ってきました。

ですから、地元の何台あるのかということですけども、台数として今ちょっと前に確認したので、大体3台、4台ぐらいは地元の人の車があるのかなというところです。

日本充電サービスに加入していない方については、クレジットカード決済するようなシステムにやっていきたいと考えておりますので、そのような不便は生じないと考えております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 利益が上がるということなんですけど、これ採算がとれん場合、30分当たり540円、金額を上げるつもりでおるんですかね、その辺。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） それについては、全国的な金額、平均的な金額というのがございますので、そういった動向を見て、当面はこの金額でやっていくという考えでございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第35号 平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

○議長（森本隆夫君） 日程第25、議案第35号平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第35号平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,659万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,721万3,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条につきましては、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額89億5,062万3,000円、補正額は1億2,659万円の増額、計90億7,721万3,000円となっております。

4ページをお願いいたします。

歳出ですが、款2の総務費から款8の消防費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いします。

第2表繰越明許費です。

歳出予算の経費のうち予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをお願いするものです。

款2の総務費、役場庁舎高圧受電設備改修事業から款10の災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業まで18件、金額にいたしまして5億3,546万円の事業を翌年度に繰り越しし、平成27年度に実施するものでございます。

6ページをお願いします。

第3表地方債の補正となっております。

起債の目的欄、過疎対策事業、補正前の限度額6億8,980万円から1,410万円を減額をいたしまして6億7,570万円に。補正後の起債の限度額の合計は、下になりますが、12億9,540万円とするものでございます。

7ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

1総括として、このページの歳入、次の8ページの歳出について、それぞれ1億2,659万円の増額をお願いしてございます。8ページの歳出の補正額の財源内訳でございしますが、国県支出金9,128万7,000円、地方債減額の1,410万円、その他163万6,000円、一般財源は4,776万7,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額524万6,000円を追加し、合計額は30億1,135万1,000円とするものでございます。

10ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金784万9,000円の減額につきましては、補助金確定による減額でございます。節3の地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、地方版総合戦略策定業務委託事業から観光バス助成事業補助金まで、補助金を活用した事業を実施するために受け入れをするものでございます。この交付金につきましては、都道府県や市町村が実施する消費喚起策や消費喚起に直接効果のある生活支援策、また地方版の総合戦略の早期策定を補助するのが目的でございます。国からの全額補助となっております。翌年度に繰り越しを行いまして、国の進める地方創生に取り組んでまいります。

13ページをお願いします。

13ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては5,000万円、また、目2減債基金繰入金につきましては7,000万円をそれぞれ戻し入れをしております。

款19繰越金、目1繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金1億6,201万7,000円を計上させていただいております。

14ページをお願いいたします。

款21町債、目7消防債、節2過疎対策事業債は、事業費の確定により減額補正をさせていただいております。

15ページ、下のページをお願いします。

3歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費は国庫補助金の減額による財源内訳の変更となっております。

目7企画費、節13委託料、地方版総合戦略策定業務委託972万円は、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案し、自治体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを作成し、今後5年間の目標や施策の基本的方針、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を作成するものでございます。先ほどの地域住民生活等緊急支援のための交付金を全額活用する事業となっております。

20ページをお願いします。

款8消防費、目5災害対策費、節11需用費102万6,000円につきましては、南大居、色川、大野、勝浦2区の防災行政無線の子局の修繕を早急に行うためにお願いをするものでございます。

総務課の関係については以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明いたします。

9ページをお願いします。

歳入です。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節区分6保険基盤安定負担金、補正額48万8,000円は、低所得者の軽減措置の実績見込みに対する2分の1の受け入れを増額するものです。

次のページです。

項2国庫補助金、中段の目3衛生費国庫補助金、節区分1循環型社会形成推進交付金、減額の654万8,000円は、説明欄記載の事業費実績見込み額により交付金を減額するものでございます。

次のページです。

項3委託金、目1総務費委託金、節区分2自衛官募集事務費委託金、増額の8,000円は、実績見込み額により増額をいたしております。

次の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節区分6保険基盤安定負担金395万6,000円の増額です。主に低所得者等に対する保険料の軽減分の4分の3が交付されたものでございます。

次のページです。

項2県補助金、目3衛生費補助金、節区分1浄化槽設置整備事業費補助金273万8,000円の減額となっております。本年度合併浄化槽設置基数見込みにより減額補正をさせていただいたものです。

款16財産収入、項2財産売払収入、目2物品売払収入、節区分1物品売払収入50万4,000円は、ごみ収集車1台分の売払収入でございます。

次に13ページをお願いいたします。

下段の款20諸収入、目1雑入、節区分1雑入です。説明欄の上段が新クリーンセンターの生活環境影響調査、環境アセス事業と発注仕様書等作成支援事業の事業費見込み額により国庫交付金見込み額を除いた額の2分の1を太地町から受け入れるものでございます。

次に、リサイクル用金属等売払280万円の減額となっております。資源化处理量の減少、売り払い単価の低下により減額となるものです。

次に、歳出、15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目12諸費、節区分11需用費、12役務費につきましては、歳入の自衛官募集委託金の補正に見合う消耗品と通信運搬費の補正となっております。

16ページをお願いいたします。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節区分28繰出金、説明欄記載のとおり国民健康保険事業費特別会計と後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金となっております。

17ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、補正額は2,710万6,000円の減額です。節区

分4共済費から節区分19負担金、補助及び交付金の実績見込み額により補正をするものでございます。節区分13委託料の新ごみ処理施設建設計画に伴う支援業務といたしまして、内訳は生活環境影響調査が1,072万4,480円、そして新クリーンセンターの発注仕様書等作成業務委託、第2次プラントメーカーヒアリング等に係る支援業務でございますが、これが323万3,520円の実績見込み額を算出いたしまして1,794万4,000円を減額するものでございます。節区分19負担金、補助及び交付金821万4,000円の減額は、歳入でも申し上げましたが、浄化槽設置整備事業費の整備見込み数の減少によるものでございます。

項2清掃費、目1塵芥処理費の補正額140万円の増額です。節区分11需用費で電気代の不足分を補正させていただくものでございます。

住民課の関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、補正額854万2,000円の増でございますが、節11需用費12万8,000円、節12役務費5万円、節20扶助費750万円の合計767万8,000円につきましては、国が実施する地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、所得の低い高齢者の経済的負担の軽減を図ることを目的として商工会の商品券3,000円分を配布する福祉商品券給付事業を実施するものでございます。対象者につきましては、福祉乗車券助成事業と同じく、本町に引き続き1年以上住民登録を有し、当該年度の4月1日現在において満70歳以上の者で本人に係る前年度住民税が非課税世帯の者とするというものでございます。対象者数は2,500人を見込んでおります。次に節28繰出金、補正額86万4,000円につきましては、平成27年4月の介護保険の制度改正に伴う介護保険システム改修に伴う国の補助金に対する町持ち分を介護保険事業特別会計へ繰り出しするものでございます。

続きまして、目7障害者福祉費、節23償還金、利子及び割引料、補正額145万5,000円につきましては、説明欄記載の国庫支出金返納金38万円と県支出金返納金107万5,000円でございます。過年度における障害児通所給付費、自立支援給付費、地域生活支援事業費に係る額の確定に伴うものでございます。

17ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康増進費、節13委託料、補正額増60万8,000円につきましては、平成26年度において受診率向上を目的としたがん検診推進支援事業で個別に受診勧奨を行った結果、受診者数がふえたことによるものでございます。乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診の追加分をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 観光産業課の関係の補正予算について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳入です。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節6青年就農給付金補助金600万円につきましては、消費喚起と地方活性化対策の国の26年度補正予算の中で27年度青年就農給付金の対象者につきまして、4月から12月までの給付予定分を前倒しして3月に支給することになりました。そのため補助金、10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

歳出のほうです。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の青年就農給付金600万円につきましては、歳入のほうで御説明申し上げましたとおり、国の補正予算の中で27年度青年就農給付金の対象者のうち平成27年4月から12月までに支給予定の分につきまして3月に前倒し支給するものでありまして、該当者6名分を予定しております。

次に、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負担金、補助及び交付金の1,075万円につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金を利用しプレミアム商品券の発行について南紀くろしお商工会に補助するものでございます。1セット13組1万3,000円分の商品券を1万円で3,000セット発行を予定しております。プレミアム分の3,000円に対する補助と商品券印刷費用、広告費用、チラシ、ポスター等の印刷等の費用、事務経費について補助いたします。なお、この金額につきましては、全額27年度へ繰り越しを予定してございます。

次のページ、項2観光費、目2観光振興費、節13委託料の1,975万5,000円と節19負担金、補助及び交付金の3,025万円につきましても地域住民生活等緊急支援のための交付金を利用するもので、全額27年度へ繰り越しを予定しております。委託料のうち、多言語表示板作成事業475万5,000円は、若干であります。外国人の観光客が増加傾向にある中、外国人観光客に対応した看板の作成を行うものでございます。また、その次の外国人対応案内パンフレットの作成事業につきましても同様に増加する傾向にある外国人観光客に対応したパンフレットの作成を行うものでございます。この表示板、パンフレットにつきましては、現在訪れる外国人の観光客につきましては、スマートフォンあるいはタブレット、そういったものを持って観光される方がほとんどで、そういったものに対応したQRコードやARシステムなどを使ってスマホやタブレットをかざすことで、より詳しい情報を多言語で提供できる看板あるいはパンフレットを作成していきたいと考えております。観光情報誌発行事業の委託400万円につきましては、旅行雑誌の別冊あるいは特集ページ、そういったもので那智勝浦町の魅力を特集した一冊をつくって別冊として発行、あるいは特集ページとして全国に情報発信をするため、そういったものの作成の委託を行うものです。本宮－那智勝浦間直行バス運行委託事業300万円につきましては、本年高野山開創1200年ということで、高野山の多くの観光客が見込まれます。また、国体開催ということで全国からたくさんのお客様が見えられますが、現在旅行社の中で、やっぱりいろいろ問い合わせ等があるのが、それぞれのところからの二次交通の問い合わせがたくさんあります。そういったものに対応するため、本宮から勝浦への直行バスを考えてお

ります。また、高野山から本宮までの間につきましては、田辺市が同じ交付金を利用してアクセスバスを運行する予定を聞いておりますので、それと連携する形でアクセスバスを運行していきたいと思っております。運行回数につきましては、7月から10月ぐらいの間の土日、祭日、30回から三十四、五回を予定しております。観光プロモーション実施事業委託500万円につきましては、インターネットを利用して旅行されるお客様用に楽天あるいはじゃらん等のホームページに特集ページを設けまして、ネット予約の受け付け、あるいは観光情報の提供、モデルコースの提示、登録者へのメールマガジンの発行など、インターネットによる集客活動を委託する予定で、その時期にあわせて2回ほど2週間、ホームページへの提示、あるいは2ページ目、3ページ目への提示を1カ月ほどやってくれるんですけども、そういったものによる集客を図ってきたいと考えております。次に、負担金、補助及び交付金の中のプレミアム旅行券発行事業補助金2,025万円につきましては、これも額面1万3,000円の旅行宿泊券を1万円で6,000組発行する予定にしております。町内での宿泊客増加促進を目指すもので旅行券の印刷費、エージェントPR用のチラシ、そのための臨時職員の人件費1名分、消耗費などとして南紀勝浦温泉旅館組合に補助する予定としております。次の一つおきまして、観光バス助成事業補助金400万円につきましては、募集型あるいは団体旅行等でバスにより20名以上のお客さんの来られるバス旅行に対して1台当たり3万円の助成を行い、お客さんの負担の軽減あるいは旅行内容の充実等の充てていただくものと考えております。次に、観光プロモーション実施事業補助金の600万円は、これら地域住民生活等緊急支援事業のための交付金を使った観光事業のPR、あるいは高野山から勝浦への誘客、あるいは国体関連のお客さんの勝浦への誘客など、積極的な旅行会社、マスコミ回りやプロモーションの実施を行うために、観光協会におきまして2名の臨時職員を雇用する人件費及び事務経費等を補助するものでございます。

以上、観光産業課の関連については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、補正額561万4,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載の公営住宅家賃低廉化事業の国庫補助金の受け入れでございます。当初公営住宅長寿命化事業の補助金として250万円の受け入れを予定していましたが、公営住宅家賃低廉化事業として、一般の新築賃貸住宅であれば家賃を高く設定できますが、新築でありまして公営住宅の場合は所得により家賃が決定されるため不利益分を補うための補助金の採択を受けることができましたので、どちらかの選択により有利な補助金を受け入れるものでございます。平成25年度で新築いたしました市野々及び井関の公営住宅が対象となっております。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） 消防関係について御説明いたします。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金、補正額1,420万3,000円増額でございます。節5緊急消防援助隊設備整備費補助金1,160万1,000円につきましては、説明欄記載の高規格救急車整備事業について926万7,000円及び高度救命処置用資機材整備事業233万4,000円の補助金の交付決定通知がありましたので増額補正をお願いいたします。節6消防防災施設整備費補助金260万2,000円につきましても、説明欄記載の耐震性貯水槽整備事業で井関地区に設置した貯水槽に係る補助金の交付決定がありましたので増額補正をお願いいたします。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました国庫補助金1,420万3,000円に係る補正額の財源内訳の変更でございます。

消防関係につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開16時。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時45分 休憩

16時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お尋ねいたします。

15ページ、総務管理費、企画費、委託料、地方版総合戦略策定業務委託。現在那智勝浦町では長期総合計画を策定中ですね。この長期総合計画とこの戦略策定というのは重複しないですか。同じことを違う名前で作ってるんじゃないかというような気がしてしょうがないんですけども、どこが違うのか。もし長期総合計画とこの地方版総合戦略策定に違い、そごがあった場合、どう調整するのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、19ページ、多言語表示板を設置するということですが、多言語というのは何語と何語でしょうか。

それと、観光プロモーション実施事業委託、これネットで那智勝浦町の情報を配信するということですが、これは多言語に対応するのでしょうか、しないのでしょうか、日本語のみなんですか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画との兼ね合いということでございますが、長期総合計画につきましては本年度も来年度も作成する予定で進められております。

それと、地方版の総合戦略との関係ということでございますが、地方版の総合戦略につきましては、人口の減少克服、地方創生を目的としておりますが、いわゆる長期総合計画は各地方公共団体の総合的な振興発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じでないと言われております。

また、このようなことから地域版の総合戦略は長期総合計画とは別に策定してくださいと指導をされております。ただし、総合計画を見直す際に、見直し後の総合計画等において、人口の減少克服、地域創生という目的が明確であり、数値数量や重要業績評価指数というんですかね、こちらが設定されるなど地方版の総合戦略の内容を備えているようであれば、総合計画と戦略を一つのものとして考えることは可能であるとなってございます。

うちとしましては、共通する部分はあるんですけども、別のものというふうな考え方で進めております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

多言語表示板の作成の中で、どれぐらいの言語に対応するのかということでございましたが、まず、現在本町で一番多い外国人は台湾から来てる方です。ですから台湾のほうの中国語。中国語につきましては、地域によって言語が幾つかございますので2種類は対応できるぐらいにしたいと思います。それと韓国語、そして英語。できればどこまで広げられるかわかりませんが、フランス語等の対応も考えていきたいと思っております。

それと、観光プロモーション実施事業のネットによるプロモーションですが、これは一応想定しておりますのが楽天、じゃらんといった国内のネット旅行エージェントを予定しておりますので、そのホームページで対応できる範囲と考えておりますので、日本語の対応が主になってくると考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 先ほどの人口減少などの対応を地方総合戦略策定でやるというふうにおっしゃってましたけども、長期総合計画のほうでも人口減少に対応することを考えなくちゃならん。同じことを、私は重複してやっててお金の無駄遣いじゃないかという気がしてしょうがないんですけども、はっきりした区分け及び目的は、これ補助金を得るためですか、地方総合戦略は。その辺ちょっともう少し詳しく違いを教えてくださいたいです。

それで、次に多言語表示板ですけども、中国語は今漢字表記は2種類ありますよね。簡体字で表記するのと、これは大陸のほうですけど、大陸のほうは人口が、旅行者が少ないから簡体字での表示はしないんですね。

それと、そのプロモーション実施事業委託のほうですけども、これから国内は高齢化・少

子化で国内の人が観光をするよりも外国からの観光客を受け入れたほうが、中国人の爆買いみたいなことがありますんで、お金をこの地域に落としてくれる率が高くなるんで、できたらネットで、特にネットは世界中行きますからね。

先日一般質問で言ったように、OKUジャパンというようなところのサイトを参考にして、那智勝浦町で多言語対応のネット、世界に対する那智勝浦町を発信するようにしたらいかかだと思います。

それともう一つ、多言語表示板の件ですけれども、スマートフォンにセカイカメラというアプリケーションがあるんです。このアプリケーションを利用して観光協会がつくるといいですよ。このアプリケーション、物すごい安い価格で手に入るはずですから。ほとんどただみたいな感覚で入るんで、観光協会が独自につくればいいんです。このセカイカメラというのは、例えばここへ何かを表示したいと思えば、スマートフォンをかざすとどういう情報があるかというようなものを見れるアプリなんです。こういうのを試してみたいかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 先ほども申し上げましたが、地方版総合戦略につきましては、重点的に人口減少の克服、それから地方創生を目的としたものでございます。町の総合計画といいますのは、地方公共団体の全体の総合的な振興、発展を目的としたものでございまして、範囲としては長期総合計画のほうが若干大きいのかなと。

この地方版総合戦略につきましては、国の地方創生を行うために国から、地域においては地域の戦略を個別に作成すべきというふうなことで指導されてきております。また、その施策につきましても重要業績評価指数とか、今まで用いられてないような手法も用いられてございます。

ただ、議員さんおっしゃいますように、人口減少につきましては、こういう戦略のほうでも作成していきますし、そういうことを加味しながら長計も一緒につくっていきますので同じような考え方という、共通の考え方というのも含まれてくるかもしれません。特に人口減少につきまして、今回克服するよという事で総合戦略の中でも大きく位置づけされておりますので、長期総合計画での位置づけも大きなものになってくるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、多言語表示の表示板作成につきましては、今議員おっしゃられたとおり、スマホのアプリの、あるいはQRコードを利用した中で、その情報をお客様に提供していくということで、それを多言語で内容を充実させていくということを主に考えております。ですから、今議員おっしゃられたこのセカイアプリ、これもそのアプリの対象の一つとして考えられるものかと思っております。

それと、観光プロモーションの外国人対応ですけども、一応私どもの考えているのは、楽

天、じゃらん等の国内旅行の誘致ということもあります。またインターネットを利用した外国への情報発信という部分で、そういった部分も考慮した対応ができるように考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 地域住民生活等緊急支援のための交付金なんですけど、7,800万円あるんですか。これ10分の10の補助金やということで、これ例えばもっと事業があればこの金額が上回ったのか、総務費や民生費や商工費で、観光費やいろいろ入ったあるんですけど、この辺はいかがなんですか、ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 失礼しました。地域住民生活等緊急支援のための交付金でございますけれども、一つは、地域消費喚起・生活型というのがございまして、こちらがプレミアム商品券とかプレミアム旅行券、それからうちに関しましては低所得者等向けの商品券給付事業を行っております。この交付金の交付限度額は3,800万円となっております。

それともう一つあります地方創生先行型というのがございまして、これは私どもの地方版総合戦略策定業務委託、これ大体1,000万円弱あるんですけれども、そのほか多言語から始まりまして観光バスの助成事業まで、こちらのほうの交付限度額というのは3,900万円となっております。

それぞれ最初に申し上げました地域消費喚起・生活支援型というのは、配分につきましては人口、財政力指数に基づく配分を行うということでございます。それとまた、地方創生型の方につきましては、人口、財政力指数等に基づく配分と、それと上乗せ交付ということで地方版総合戦略に基づく内容のすぐれたものの事業に対してまた配分していくということでございます。

今年度の配分につきましては、それぞれ3,800万円と3,900万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 人口と財政力で基本でこのくらいくれるということで、後ですぐれた計画によってはもっと上乗せするという理解してよろしいですか。

ということは、例えば7,800万円なんですけど、この金額は事前はかなり計画性があるものでやったら、例えばこの7,800万円が8,000万円、9,000万円になるという可能性もあったんですかね、その辺。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今年度の交付につきましては3,800万円、3,900万円が上限でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それじゃ2点ほどお伺いいたします。

12ページの物品売払収入、これ50万4,000円、自動車を売り払ったということですが、何のために自動車を売り払った、どうして売り払った、その理由をお聞かせ願いたい。

それに、この18ページのプレミアム商品券発行事業補助金なんですが、以前これによく似た商品券発行事業の補助金がありましたね、国からの。このとき、補助金は商工会、もちろん那智勝浦町、本町が受け取ってそれを商工会にやってもらったんですがね、そのとき、紙代とか印刷費やとか人件費というんですかね、手数料というような形でお渡ししてあると思うんですよ。それで、あの当時も1万2,000円のもの商品券を1万円で消費者に売ったと、買ってもらったというようなそういう経緯の中で、今度は事業者がですね、その商品券で1万円買ってもらいますね、それを換金するのに持っていくと、そしたら手数料取られたんですね。

私ね、そういうことでおかしいんじゃないかということで担当課に、まあ教育次長ですがね、担当課と、まずは商工会に抗議したんですね。おかしいよ、二重取りやないかと。あなたたちはその事業者なり消費者の利益のためにやったんでしょうと、だけど、商工会がもうゼロでいいんですよ、まずそのいろいろな手数料とかそんなものを、事務費を除いたらゼロでいいのに、もうけるとは何事なというお話もしたと思います。担当は今変わっておりますんでね、この点ひとつどう考えているんか、お聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 売払収入の予算化の件でございます。

パッカー車を1台入れかえまして、車両購入、備品購入で歳出を組んでおります。下取り等の差し引きというのも考えたんですが、歳入歳出の明確化ということで計上させていただいたものです。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） プレミアム商品券の件についてお答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、過去に平成21年に2,000円のプレミアムをつけた商品券の景気対策事業をしております。そのときも前課長から私も引き継いでおるんですけども、手数料の問題と、そして商工会の限定という、その部分で問題があったということは伺っております。そのため、今度のこれの実施をお願いする、補助金を交付する条件としまして、まず公平な、この事業に参加する商店の募集をやってくれ、それと、事務費等々については補助金で賄っておりますので、手数料は取らない方向で再度検討してくれという話をしております。

そして、一般公募につきましては、現在そのとおりいたしますということで返事をもらっております。手数料についても今後の実施に向けて商工会に手数料を取らない方向で話を持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） このプレミアム商品券の件についてはもう結構ですので、それでひとつお願いしたいと思います。

このパッカー車ですね、下取りやというお話ですね。私ね、地方公共団体が更新する場合は自動車にしても何にしても、下取りなんかないぐらいの古くなったものをね、使い勝手ができない、使いようがないものを購入すると思うておったんですけどね、まあまあ50万4,000円も価値があるものをまた廃棄して新しくすると、そういうことをパッカー車についてはやってるんですかね。もったいない話といたしますか、使える、50万4,000円も価値のあるものをまた更新するというのはいかかなものかと思いますが、町長どうお考えですか、町長。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

その車のどんだけの年数か私もわかりませんが、まあその時期で差し引きするとプラスな方向であったんやないかなあと、私そのように思っております。そういうことで出と入りの詳細、明細を担当課が調べたんじゃないかなと思っております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） たまたまですね、無価値なもんだと思っておったものが50万4,000円の価値があったということであれば、それはそれで仕方がないということも、まあまあよく、もうちょっと精査したほうがええんやないかなと、そういう感もしますけどね。やはりいろんなものの購入に当たっては、使えるものは使っていくということでない、今後財政逼迫してくるんでしょう。そういう中で始末をしていかなんだら、始末できるものは始末していくというふうにお願いしたいと思います。これはまあ予算化したものでありますから仕方ありませんけど、今後はその点については十分留意していただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今後はそういうもの、物品購入に当たっては点検をさせ、今後関係専門家とそういうのでどれぐらいの年数が使えるか、残余、そういうのも検討しながら、今度購入していく場合、物品の購入の場合は注意をしていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 先ほどから話題に上っております10ページの地域住民生活等緊急支援のための交付金、この点についてお伺いいたします。

たしか、この国からの交付金の内容としては、人口が全国各地で急激に減っていると、超高齢化社会であるという課題に取り組んでいきましょうよということの一つの課題として取り上げて、持続可能な魅力あふれる地方を創生することが目標であると、地方が変わるチャンスですよというふうには承知しております。持続可能な人づくり、まちづくり、仕事づくりということですね。

それで、今回26年度の補正で検討する期間は確かに短かったのかもしれませんが、ここに上がっておりますメニューを見ますと、これでよかったのかなというところのいささかな疑問を生じておるところであります。

そこでお伺いいたします。

この一番上の委託事業972万円がございまして、まずこの内容についてを確認させていただきます。

どういったところに委託するのか、その委託は全てを委託してしまうものなのか、あるいは別の、他の市とか町で取り組まれているようなコンサルと行政と地域の住民を交えた推進本部を立ち上げる予定があるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 地域住民生活等緊急支援のための交付金についてのお尋ねでございます。

まず、この交付金につきましては、地域消費喚起・生活型の交付金と、それから議員が先ほど来おっしゃってます地方創生型の交付金がございます。この地方創生型の交付金のほうで企画のほうで考えております地方版総合戦略、まち・ひと・しごと創生に関するものでございますが、その地方版を作成するという事です。先ほど議員さんがおっしゃっておられました持続可能な、その町に合ったような形というコンセプトは、地方版総合戦略の中で考えていきなさいというふうなことで言われております。

ですから、この地方創生先行型の補助金につきましては、この地方版総合戦略の中でそういうふうな考え方を入れた計画を立てて、さらに、地方創生をその中から図っていくというふうなことかと思っております。

それともう一つ、地域消費喚起型はすぐにやりなさいというふうな形の消費喚起のものがありますので、そちらのほうは別に定められて、プレミアム商品券とかふるさと旅行券とかですね、そちらのほうがございます。

地方版総合戦略の中身でございますけど、972万円がございまして、それは一応コンサルのほうに委託するつもりでおります。そしてまた、事業の中身につきましては、意識調査、現状把握、それと人口ビジョンの作成、人口動向の分析、それから総合戦略の策定としましてビジョン策定、基本方針、骨子、総合戦略の策定、国の総合戦略における5つの政策分野全てを策定していかなければなりません。それとまた、パブリックコメントの実施、計画書の作成というふうな順を予定しております。

この中に関係団体とのヒアリングというのがございまして、そちらのほうで意見集約とか、そういうふうなことができるかなと思っておりますが、特にこれに関して実施本部を立ち上げるとかというふうなことは特に考えてございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） このまち・ひと・しごと創生法に基づいた事業でありますから、人をどうつくっていくのかというところが、今のこの予算の中では余り見えてこないんですよ。その一方で、県内外のいろんな市とか町では推進本部を立ち上げたり、あるいは、先月2月から推進本部を立ち上げているところもたくさんございます。非常に検討期間が短い中ですので、なおさら急いでやらなければいけないと考えております。

お願いしたいのは、このコンサルに、言い方は悪いですけど、丸投げしてしまうような形ではなくって、地域住民とか地域の関係団体、あるいは地域外の大学とか、いろんな学識経験者を交えた中での推進本部なるものを設置するべきではないかなあというふうに思われます。これはちょっと外れてしまうかもしれませんが、とにかくですね、地方が変わるチャンスだということで26年度のこの事業がこれだけでいいのかどうかというところは、ちょっと腑に落ちないところは正直ございます。

私からは以上です。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃられますように、いろんな方々からまだ御意見をいただくのは非常に重要なことかと考えてございます。そしてまた、今回の地方版総合戦略につきましても、今までは町単独に長期総合計画というふうな形でやっておりましたが、国を挙げて地方創生に取りかかるということで、その中の一員として那智勝浦町も総合戦略を立ててやっていく。そのメインになる仕事が、メインになる施策としまして、まち・ひと・しごとづくりということで持続可能な形で、まち・ひと・しごとの創生の好循環を生み出すような形でやっていけというふうな指示でございます。いろんな新たな手法も交えてこのような計画を立てるとということで、本町にとっても非常に期待のできるものではないかと思っております。

今後いろんな関係の皆様方の御意見をいただきながら計画のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） とにかく地方が変わるチャンスでありますので、ここで地方の中でもまた格差が大きく生じてしまうきっかけにならないように、大きな御配慮をお願いしたいと思います。

1つ聞き忘れておりました。18ページのプレミアム商品券なんですけども、これ南紀くろしお商工会で発行されるとなれば、太地町も関係してしまうのかなあと思いますが、その点の調整は大丈夫でしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

当然那智勝浦町から補助する事業ですので、町内での消費に限るという条件はつけております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第36号 平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（森本隆夫君） 日程第26、議案第36号平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第36号平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,644万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,988万7,000円とするものです。

それでは、4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1 総括、歳入、款4 国庫支出金から款11繰越金まで5 款の歳入合計補正額は増額の1億1,644万3,000円です。

次に、下の5ページでございます。

歳出、款1 総務費から款10諸支出金まで8 款の歳出合計補正額、歳入と同額の1億1,644万3,000円の増額となっております。

補正額の財源内訳の欄でございますが、特定財源の国県支出金の合計が4,576万1,000円の増、その他で27万8,000円の減、一般財源は7,096万円の増額となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

2 歳入です。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金、補正額443万1,000円は、説明欄記載の4件の国庫負担金の実績見込み額によりそれぞれ増減補正いたしております。

目2 高額医療費共同事業負担金は117万2,000円の減額、目3 特定健康診査等負担金は66万

4,000円の減額となっております。

次に、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、補正額4,500万2,000円は、普通調整交付金で4,469万5,000円と実施事業見込みによる特別調整交付金30万7,000円を増額補正をいたしたものでございます。

次の7ページの款6 前期高齢者交付金、補正額27万8,000円は、前期高齢者数に応じた社会保険支払基金からの交付見込み額による減額となっております。

款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金、減額117万2,000円。

次に、目2 特定健康診査等負担金は、国庫負担金の減額と同様に、それぞれの事業において歳出の減額に伴うものでございます。

8ページです。

款10 繰入金、項1 一般会計繰入金は、補正額5,325万7,000円の増額となっております。節区分1 保険基盤安定繰入金が国負担、県負担、町負担分を合わせまして592万5,000円。節区分2 その他一般会計繰入金4,733万2,000円の増額の理由といたしましては、歳出の保険給付費等の増額に伴うものとなっております。

款11 繰越金、目1 繰越金、節区分1 繰越金、補正額1,770万3,000円の増額は、前年度国庫支出金等が確定で増額となったため次年度財源として繰り越したものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出です。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費及び下段の項2 徴税费、目1 賦課徴収費は、説明欄記載のとおり、それぞれ財源内訳の変更となっております。

10ページ、お願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、計の欄でございます。補正額増額の6,805万3,000円。これは目1 一般被保険者療養給付費から目3 一般被保険者療養費まで保険者負担分の実績見込み額によりそれぞれ増減補正をお願いするものでございます。

次に、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費及び目2 退職被保険者等高額療養費については、一般被保険者分は増額となっておりますが、退職被保険者分は対象者数の減のため減額となっております。

11ページです。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、補正額は500万円の減額となっております。実績見込み額による補正です。

次の款3 後期高齢者支援金から、下の欄ですが、款4 前期高齢者納付金の補正は、それぞれ納付見込み額の増額によるものでございます。

次のページの上段をお願いいたします。

款6 介護納付金、そして13ページ、次のですね、款8 保健事業費、そして款10 諸支出金は、説明欄記載のとおり財源内訳の変更となっております。

済いません、戻りまして12ページ下段でございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金、補正額468万4,000円の減額です。目2保険財政共同安定化事業拠出金は2,072万7,000円の減額となっております。それぞれ事業費の実績見込み額により減額補正をいたしましたものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第37号 平成26年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
(第1号)

○議長（森本隆夫君） 日程第27、議案第37号平成26年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第37号について御説明申し上げます。

平成26年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,227万7,000円とするものでございます。

今回の補正の概要といたしましては、歳出、後期高齢者医療広域連合納付金が増額いたしました。それに伴う一般会計繰入金が増額補正を行ったものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括、歳入、款3繰入金の歳入合計、補正額と、5ページの歳出合計はそれぞれ増額の1,092万5,000円となっております。財源内訳は一般財源の増となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入です。

款3繰入金、目1一般会計繰入金、補正額は1,092万5,000円の増額で、節区分4その他一般会計繰入金、広域連合の当年度分本会計の実績見込み額により増額となっております。

7ページをお願いいたします。

歳出です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,080万円の増額は、広域連合へ納付する保険料分の負担金等の実績見込み額により増額補正するものでございます。

款3諸支出金、目1償還金及び還付加算金、補正額12万5,000円の増額は、過誤納付金等の実績見込み額により増額補正をするものでございます。

以上で御説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

時間延長を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第38号 平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（森本隆夫君） 日程第28、議案第38号平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第38号について御説明申し上げます。

議案第38号平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,693万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入で款3国庫支出金から款7繰入金までの補正で、歳入合計、補正前の額19億6,520万8,000円、補正額172万8,000円の増、計19億6,693万6,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、4ページの歳入計、5ページの歳出計、同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3介護保険事業費補助金、補正額86万4,000円につきましては、平成27年4月の制度改正に伴う介護保険システム改修に係る2分の1の補助金でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金、補正額86万4,000円につきましては、介護保険システム改修による国庫補助金に対する町持ち分をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額172万8,000円でございますが、節13委託料で、平成27年4月からの介護保険制度改正に対応するためのシステム改修に対応するため介護保険システム改修委託費をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第39号 江川樋門整備工事請負契約について

○議長（森本隆夫君） 日程第29、議案第39号江川樋門整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第39号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第39号朗読〕

次のページ、入札執行調書をごらんください。

2月9日に指名業者5社で入札を行い、英進工業株式会社が落札いたしました。

契約額7,430万4,000円でございます。請負率94.91%でございます。工事概要につきましては、江川樋門整備工事でございます。契約工期は平成27年3月31日となっております。

なお、繰り越しにより平成27年度での完成を予定しています。

お手元に配付させていただいています資料をごらんください。

江川樋門整備工事は、江川の樋門及び堤防を含め約80メートルの施工区間でございます。今回は江川の左岸側、住宅側の樋門を含め約40メートルの工事でございます。平成27年度で残り部分の右岸側、海側約40メートルの施工を予定しております。平成28年度で電気設備工事で完成を予定してございます。海岸の堤防は和歌山県が施工中でございます。地震時には全国瞬時警報システム、通称J-ALERTのシステムにより通信衛星からの津波警報を受信し自動的に樋門が閉鎖する構造でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） この堤防は三連動地震に耐えられるような構造及び高さの堤防なんですか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

三連動を計算しておりますが、あくまでもこれは第1波を防ぐための堤防でありまして、その間の時間を稼いで、その間に高台へ逃げてもらおうという計画でございまして、あくまでもこの堤防で津波を防ぎ切るという構造ではございません。第1波の時間を稼いで、その間に高台に逃げさせていただくというような計画でございます。

以上でございます。

- 議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。
- 5番（蜷川勝彦君） どのぐらいの時間の余裕というか、稼げるんでしょうか。
- 議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。
- 建設課長（橋本典幸君） 申しわけございません。詳しい時間等までは把握しておりませんが、第1波の時間を稼いで、まあ津波によれば、第2波、第3波までこの堤防で防ぎ切れることはできると思いますけども、今想定されている津波に対しては第1波を防いで、その時間の間に逃げていただくということで、ちょっと時間的には何分とかというのは把握できておりません。申しわけございません。
- 議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。
- 討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。
- 採決を行います。
- 議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 議案第40号 監査委員の選任について

- 議長（森本隆夫君） 日程第30、議案第40号監査委員の選任についてを議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長城本君。
- 参事（総務課長）（城本和男君） 議案第40号について御説明申し上げます。
- 〔議案第40号朗読〕
- 今回の選任同意につきましては、識見を有する者から選ばれました坂下進氏が本年度3月末をもって任期を満了することとなることに伴い、その後任として鈴木義利氏をお願いするものでございます。
- 鈴木氏は、県立新宮高等学校を卒業後、昭和40年8月に和歌山県に奉職、東牟婁振興局県民行政部会計課長、県民行政部総務課長、県民行政部企画員、また新宮建設部の副部長を歴任、平成18年3月、新宮高等技術専門学校校長を経て退職をされ現在に至っております。このように同氏は県職員として長年にわたり当地方の行政に尽力され、その行政全般にわたる豊富な経験と知識により本町監査委員としてその手腕を発揮していただけるものと存じます。御同意い



ただけでしたならば、任期は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間となります。

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 発議第1号 那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第31、発議第1号那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長より発議第1号を朗読させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

〔発議第1号朗読〕

○議長（森本隆夫君） 発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時02分 散会